

ふみ みやこ  
「文の京」ハートフルプラン

文京区  
地域福祉保健  
計画

令和6年度～令和8年度



文京区



「文の京」ハートフルプラン

# 文京区地域福祉保健計画

令和6年度～令和8年度



文京区



## はじめに

本区では、令和3年3月に「文京区地域福祉保健計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、子ども・高齢者・障害者・保健医療等関連分野の個別計画とあわせて総合的に地域福祉保健施策を推進してまいりました。

都心回帰による転入者の増加、平均世帯人数の減少、新型コロナウイルス感染症の影響などにみられるように、区民の生活のあり方も大きく変化している中で、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、区の公的なサービスの充実はもとより、地域での住民同士のつながりや支え合いが不可欠であります。文京区では区民の支え合い活動の先駆的事例も現れ、全国的に注目を集めるようになりました。

しかし、コロナ禍が人と人とのかかわりを基礎として展開する対人支援の現場に大きな影響を与える中、ヤングケアラーや8050問題など既存の支援体制で対応が困難なケースや複雑化・複合化した課題を抱える方々が見受けられるようになりました。

このような状況の中、令和6年度から8年度までの3か年を計画期間とする地域福祉保健計画を策定いたしました。本計画では、地域福祉保健を取り巻く現状や多様化・複雑化する福祉保健にかかわる課題を踏まえ、今後3年間の区の福祉保健施策の方向性や計画事業を明らかにしております。今後、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した包括的な支援体制を整備してまいりますので、区民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たっては、公募区民、区内関係団体等の構成員及び学識経験者で構成される「文京区地域福祉推進協議会」において、長期間にわたりご検討をいただいた委員各位をはじめ、パブリックコメントや区民説明会を通じて貴重なご意見をいただいた区民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

文京区長

成澤廣修

# 目次

## 第I部 総論

第1章 策定の考え方.....	3
1 計画の目的.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の構成.....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の推進に向けて.....	7
第2章 計画の基本理念・基本目標.....	15
1 基本理念.....	15
2 基本目標.....	16
第3章 文京区の人口・世帯の状況.....	17
1 人口の推移.....	17
2 将来の人口推計.....	18
3 世帯の推移.....	20

## 第II部 地域福祉保健の推進計画

1 計画の目的.....	23
2 地域福祉保健の現状.....	24
3 主要項目及びその方向性.....	37
4 計画の体系.....	41
5 計画事業.....	45

## 第III部 子育て支援計画

1 計画の目的.....	77
2 主要項目及びその方向性.....	79
3 計画の体系.....	82

## 第Ⅳ部 高齢者・介護保険事業計画

1 計画の目的.....	91
2 主要項目及びその方向性.....	92
3 計画の体系.....	95

## 第Ⅴ部 障害者・児計画

1 計画の目的.....	103
2 主要項目及びその方向性.....	104
3 計画の体系.....	107

## 第Ⅵ部 保健医療計画

1 計画の目的.....	115
2 主要項目及びその方向性.....	116
3 計画の体系.....	119

## 第Ⅶ部 資料編

1 検討体制.....	125
2 検討経過.....	141

### 「<sup>ふみ</sup>文の<sup>みやこ</sup>京」ハートフルプラン

区民の多様な地域生活課題について、福祉、保健医療、子どもそして日常生活の支援に及ぶ地域福祉保健を包括的に推進し、「文の京」らしさのあふれるまちを目指します。

そのために、みんなが主役のまちとして、区民及び区、そして関連する事業者などの多様な主体間で、共通理解を深め、すべての区民が分け隔てなく、いつまでも心豊かに、自分らしくだれもがいきいきと暮らせるまちとなるよう、文京区地域福祉保健計画を『「<sup>ふみ</sup>文の<sup>みやこ</sup>京」ハートフルプラン』と名付けています。



A decorative graphic consisting of two overlapping circles. The left circle is solid red and contains the text '第 I 部'. The right circle is a lighter shade of red and contains the text '總論'. There are two patterned circular areas: one with diagonal lines in the top right and one with a dot pattern in the bottom left, both overlapping the circles.

第 I 部

總論





## 第 1 章 策定の考え方

### 1 計画の目的

少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加、就労形態の多様化、地域社会の連帯感の希薄化など、社会状況が大きく変化しています。また、虐待やひきこもり、認知症高齢者の増加、子育て家庭や単身高齢者の孤立など多様化・複雑化した福祉保健課題が増大しており、それらに対してきめ細かく対応していくことがますます求められています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化するニーズに対して、公的な福祉保健サービスは、それぞれの分野で充実を図ってはいるものの、公的なサービスだけでは対応が困難な課題も増加しており、住み慣れた地域でこれまでの社会的関係を維持しながら、生きがいや社会的役割をもつことができるよう、地域での支え合いが重要であり、相互の連携が不可欠な状況にあります。

社会福祉法第 4 条では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とされています。また、社会全体では、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」<sup>1</sup>への取組が求められており、地域福祉保健を推進する上で、重要な視点となっています。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区の公的なサービスと地域の様々な主体との連携による地域の支え合いを強化し、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本計画を策定します。

1 持続可能な開発目標（SDGs） 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。



## 2 計画の位置付け

本計画は、区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて策定する、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。

また、本計画は、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含する計画となっています。

法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉保健の推進計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項	
重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項	
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項	
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策推進法第 9 条第 2 項	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者・児計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項	
健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第 18 条	

※また、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動計画である「地域福祉活動計画」（社会福祉協議会が策定）と相互に連携しています。

### 3 計画の構成

本計画は、計画全体に係る策定の考え方、基本理念、基本目標等をまとめた総論（第I部）と、各論に当たる5つの分野別計画（第II部～第VI部）で構成されています。

5つの分野別計画は、地域福祉保健全般にかかわる施策等をまとめた「地域福祉保健の推進計画」、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」及び「保健医療計画」で、計画ごとに施策の方向性や計画事業を定めています。



第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部

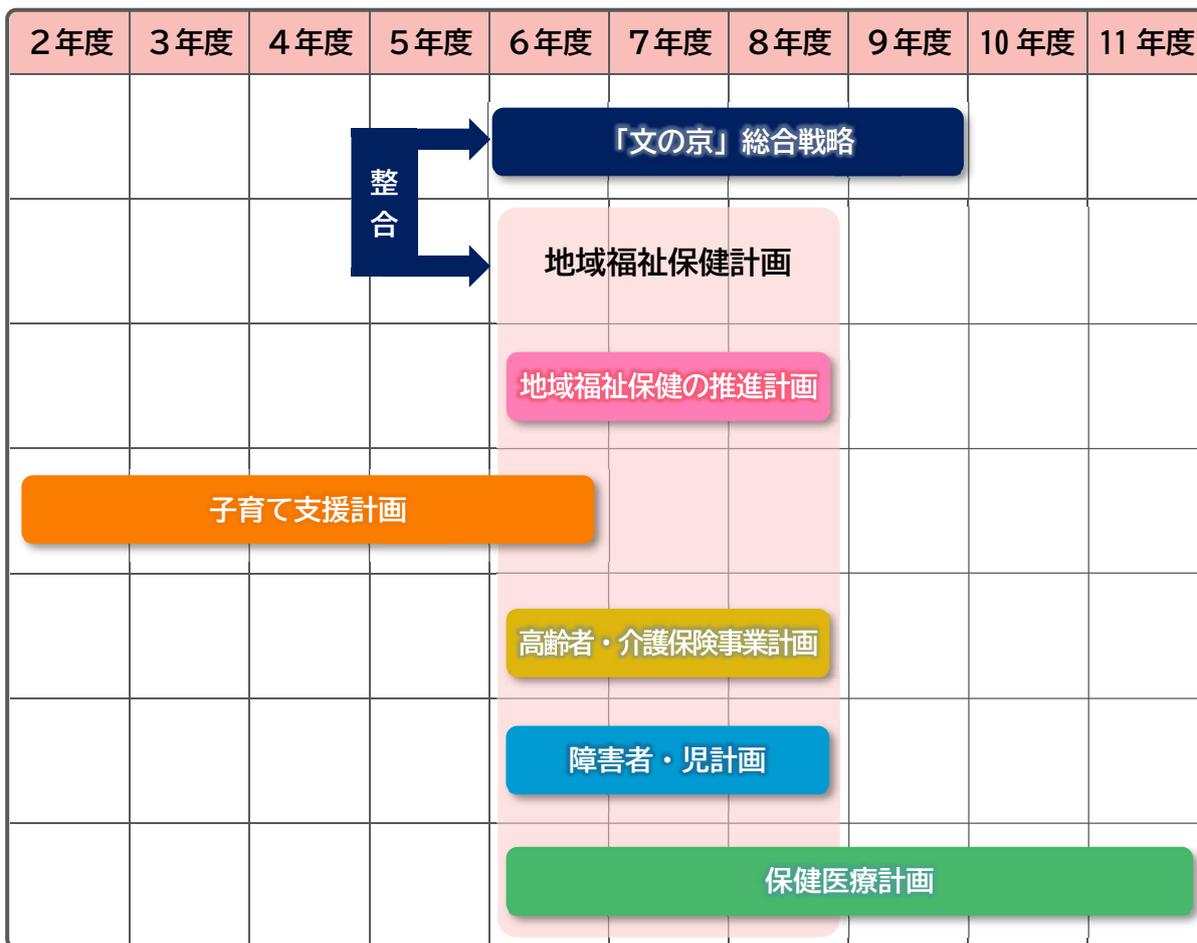


## 4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間とします。

※「子育て支援計画」は、令和2年度から令和6年度までの5年を計画期間としてすでに策定しているため、今回は策定を行いません。

※「保健医療計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年を計画期間とします。



## 5 計画の推進に向けて

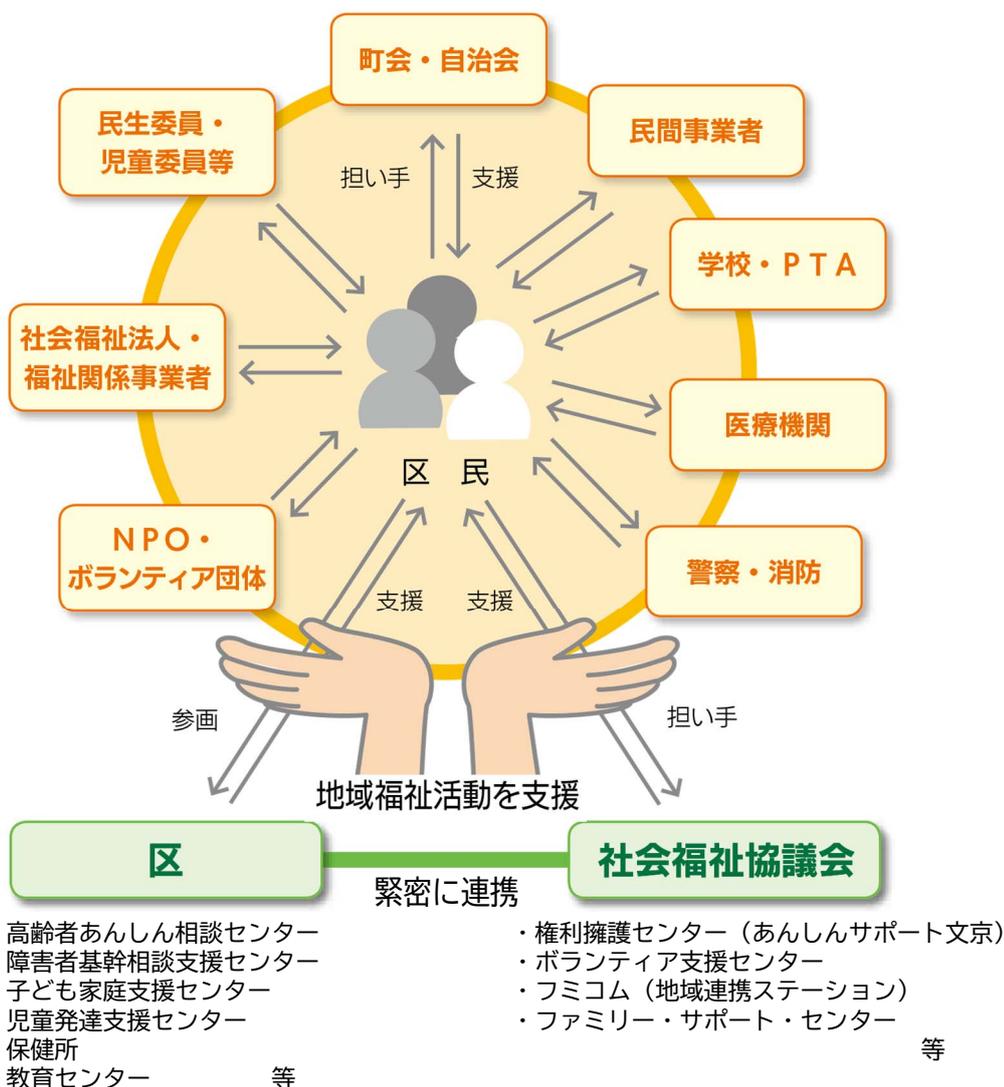
### (1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進





## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和 27 年（1952 年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通じた支え合いの仕組みづくり（ふれあいいいききサロン）
- 5 地域の子どもの対象とした食事の提供を通じた居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寛（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

## (2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会<sup>2</sup>の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題<sup>3</sup>」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

2 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

3 2040年問題 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。



## 地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる  
2040年問題も見据え、  
地域の再構築を進めていく

最終目標

各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。



令和6年度～令和8年度

文京区における地域包括ケアシステムの  
更なる進化・発展のために  
重層的支援体制整備事業を活用

### 重層的支援体制整備事業

#### 相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

#### 参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

#### 地域づくりに 向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をする

現状



区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み

### 高齢福祉

障害福祉

児童福祉

生活困窮

「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を普遍化してきた

## 文京区における地域包括ケアシステム

## 重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ<sup>4</sup>等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業	
属性を問わない相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	.....→	包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	.....→	多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	.....→	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	.....→	参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用		
地域づくりに向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備	.....→	地域づくり事業

### ● 実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

### ● 実施の効果

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

4 アウトリーチ 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

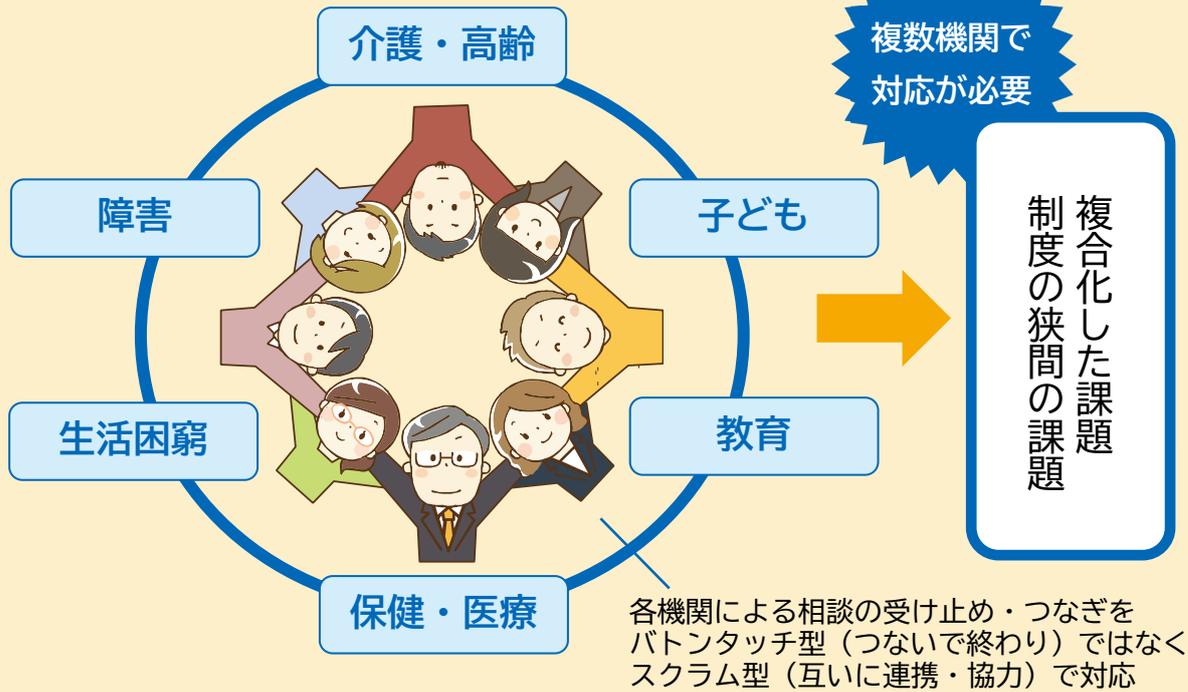


# 文京区重層的支援体制整備事業

※令和7年度より本格実施予定

## I. 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した  
属性を問わない相談の受け止め



## V. 地域づくり事業

住民同士が支え合い、緩やかなつながりによる  
セーフティネットの充実

### 既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点  
等

+

### 新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や  
居場所の整備

### 個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続する  
ためのサポート



I～Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

## II.

### 多機関協働事業

複合課題等に対応するため、分野間の協働をコーディネート

#### 支援会議

- 関係機関等による情報共有（※1）
- 支援方針の決定

【構成員】（※2）

区関係機関、社会福祉協議会のほか、民間事業者、医療機関、地域団体、地域住民等、当事者に関わる機関・関係者で構成

プラン  
本人同意

#### 重層的支援会議

- 支援プランの作成
- プランの進捗管理

【構成員】（※2）

区関係機関、社会福祉協議会等、支援プランに関わる機関で構成



※1 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、構成員に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関係機関による情報共有が可能

※2 事案ごとに関係する機関等で構成

本人との  
関係構築

参加支援が  
必要な場合

## III.

### アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

## IV.

### 参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援（社会資源とのマッチング）
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓



### (3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

## 第2章 計画の基本理念・基本目標

区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

### 1 基本理念



#### 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

#### 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

#### 支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション<sup>5</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>6</sup>の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ<sup>7</sup>を推進する地域社会の実現を目指します。

#### 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

#### 協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

#### 男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

5 ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

6 ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

7 ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。



## 2 基本目標

だれもが、  
いきいきと自分らしく、  
健康で自立した生活を営める地域社会を  
目指します。

だれもが、  
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、  
必要な福祉保健サービスを  
自らの選択により利用でき、  
互いに支え合う地域社会を目指します。

だれもが、  
地域、暮らし、生きがいをともに創り、  
互いに高め合い、役割を持つことができる  
地域社会を目指します。

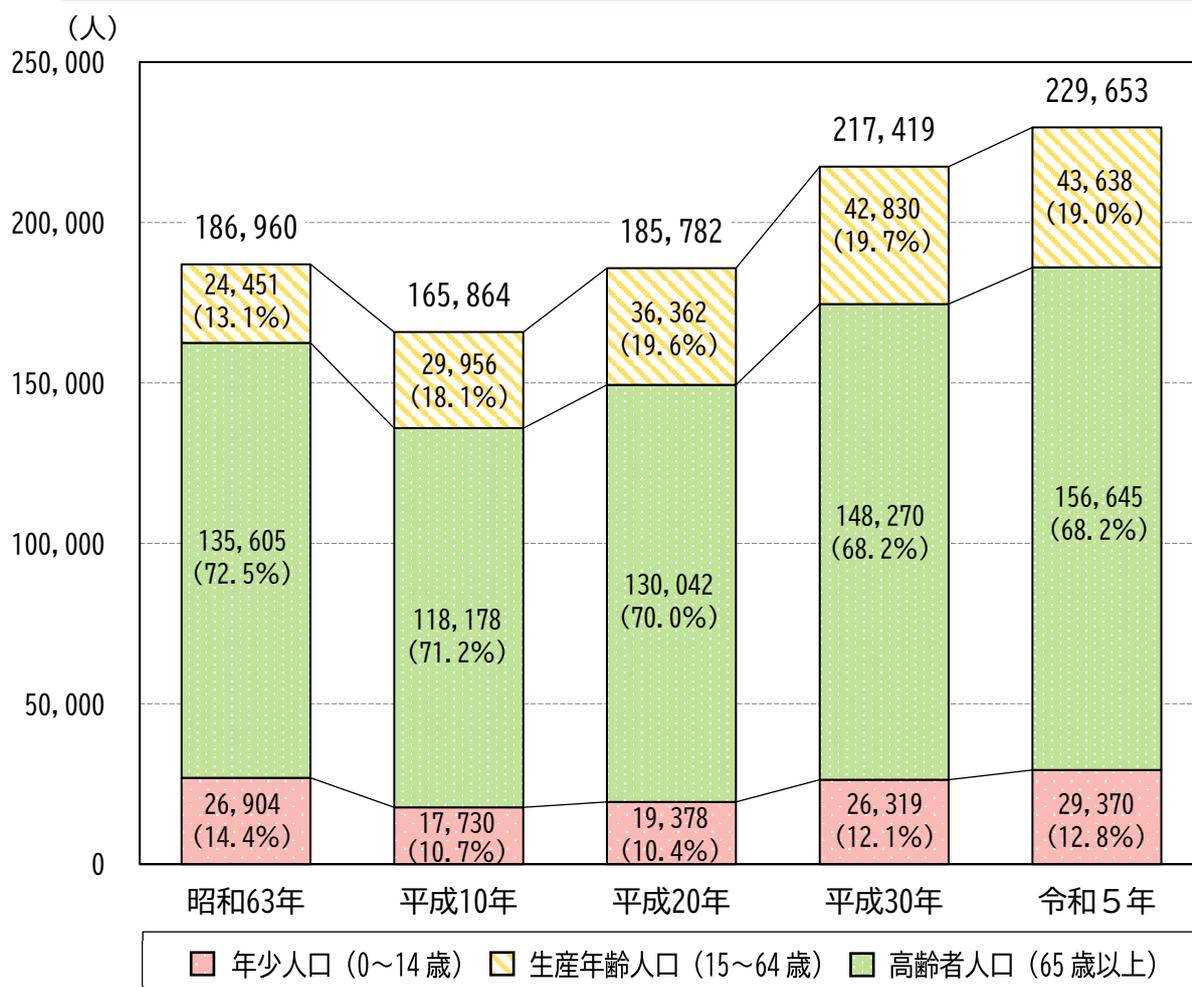
## 第3章 文京区の人口・世帯の状況

### 1 人口の推移

住民基本台帳による本区の人口は、昭和38年の253,336人をピークに、平成10年には165,864人まで減少しましたが、その後、増加に転じ、令和5年1月1日現在229,653人となっています。

年齢3区分別の人口は、令和5年1月1日現在、年少人口（0～14歳）29,370人（構成比12.8%）、生産年齢人口（15～64歳）156,645人（同68.2%）、高齢者人口（65歳以上）43,638人（同19.0%）であり、近年は、年少人口が大きく増加しています。

#### 人口の推移



資料：文京の統計（各年1月1日現在）

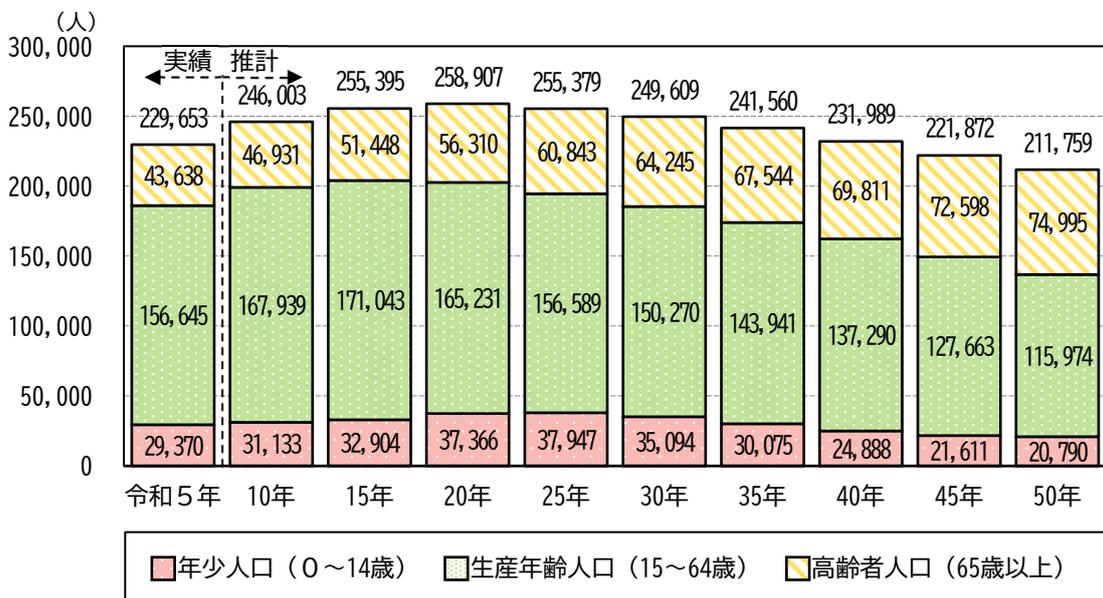


## 2 将来の人口推計

本区の人口は、今後、約15年間増加を続け、令和20年（2038年）には258,907人となります。その後は、緩やかな減少に転じると予想されます。

年齢3区分別人口をみると、年少人口は令和25年（2043年）、生産年齢人口は令和15年（2033年）をピークに以降は減少傾向で推移する一方、高齢者人口は引き続き増加傾向となり、令和45年（2063年）には約3人に1人が高齢者になると見込まれます。

### 将来の人口推計

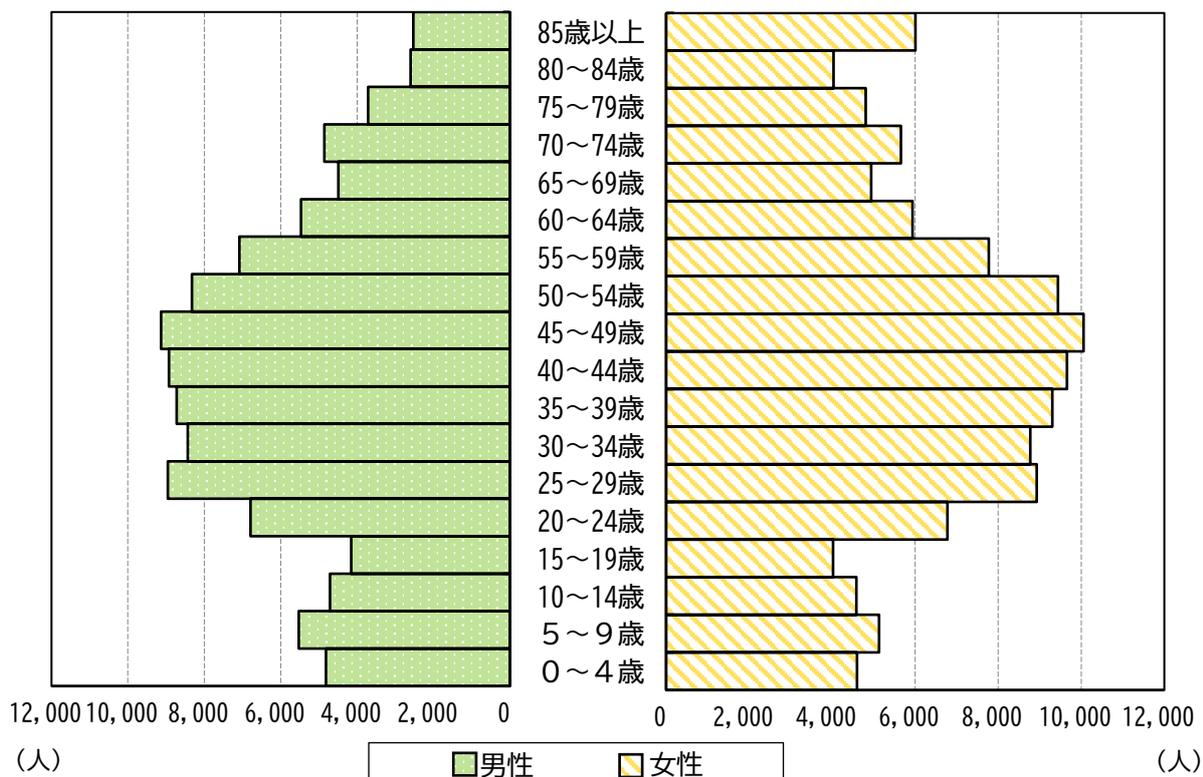


		実績		推計							
		令和5年 (2023)	令和10年 (2028)	令和15年 (2033)	令和20年 (2038)	令和25年 (2043)	令和30年 (2048)	令和35年 (2053)	令和40年 (2058)	令和45年 (2063)	令和50年 (2068)
実績 (人)	総数	229,653	246,003	255,395	258,907	255,379	249,609	241,560	231,989	221,872	211,759
	高齢者人口	43,638	46,931	51,448	56,310	60,843	64,245	67,544	69,811	72,598	74,995
	生産年齢人口	156,645	167,939	171,043	165,231	156,589	150,270	143,941	137,290	127,663	115,974
	年少人口	29,370	31,133	32,904	37,366	37,947	35,094	30,075	24,888	21,611	20,790
比率	高齢者人口	19.0%	19.1%	20.1%	21.7%	23.8%	25.7%	28.0%	30.1%	32.7%	35.4%
	生産年齢人口	68.2%	68.3%	67.0%	63.8%	61.3%	60.2%	59.6%	59.2%	57.5%	54.8%
	年少人口	12.8%	12.7%	12.9%	14.4%	14.9%	14.1%	12.5%	10.7%	9.7%	9.8%

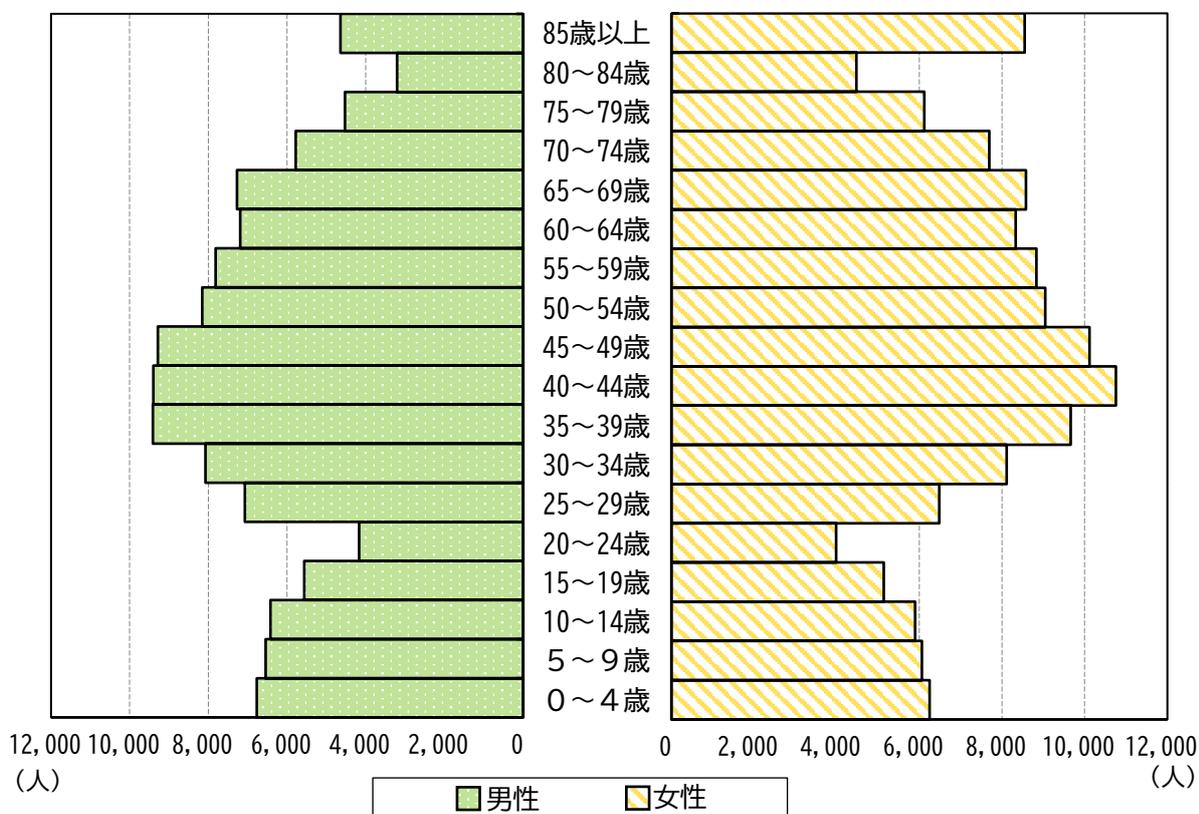
資料：【令和5年】住民基本台帳（1月1日現在）

【令和10年以後】「文の京」総合戦略（令和6年3月）の推計方法に基づき算出

人口ピラミッド【令和5年(2023年)】



人口ピラミッド【令和25年(2043年)】



資料：【令和5年】住民基本台帳（1月1日現在）

【令和25年】「文の京」総合戦略（令和6年3月）の推計方法に基づき算出

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部

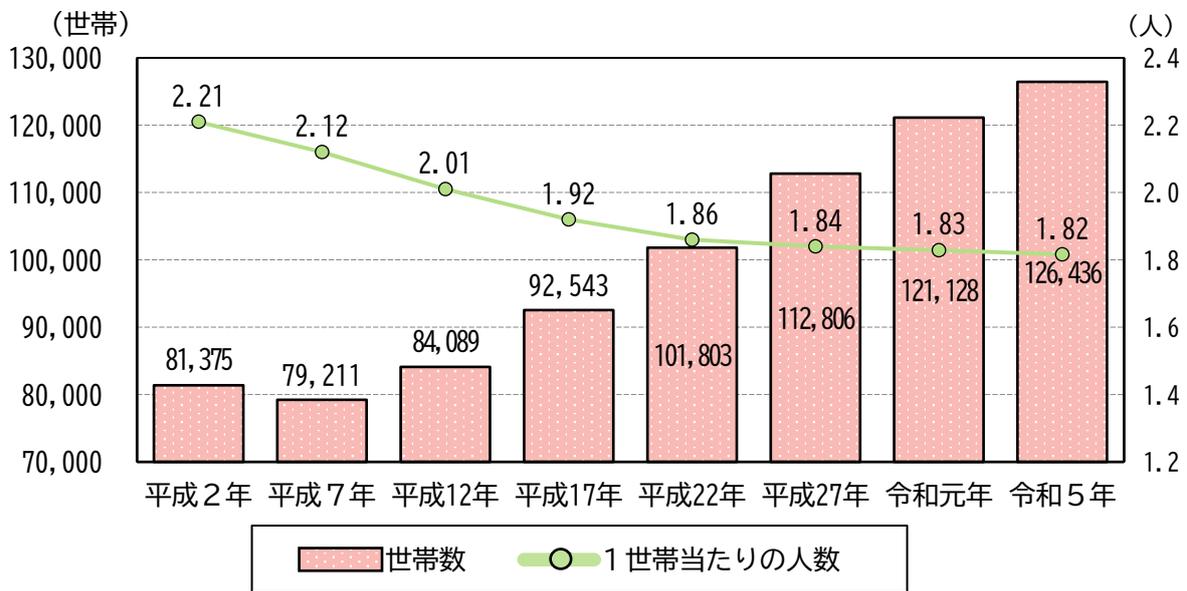


### 3 世帯の推移

住民基本台帳による本区の世帯数は、平成7年に 79,211 世帯まで減少しましたが、その後増加に転じ、令和5年1月1日現在 126,436 世帯まで増加しています。

1世帯当たりの人数については、高齢者の単身世帯や核家族の増加等により、平成13年に2.00人を下回り、その後も漸減が続き、令和5年には1.82人となっています。

世帯数と1世帯当たりの人数の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

A decorative graphic consisting of several overlapping circles. The largest circle is a light pink color. Overlapping its top-right edge is a smaller circle with a purple-to-pink gradient and a diagonal line pattern. Overlapping its bottom-left edge is a smaller circle with a solid magenta color. At the bottom of the magenta circle is a smaller circle with a yellow-to-green gradient and a dot pattern. The background is a light pink gradient.

第Ⅱ部

地域福祉保健の  
推進計画



## 第Ⅱ部 地域福祉保健の推進計画

## 1 計画の目的

少子高齢化の進行、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域社会の連帯感の希薄化など社会状況が大きく変化する中、国においては、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、同年7月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げ、子ども・高齢者・障害のある方などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

また、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布があり、包括的な支援体制の整備その他地域福祉のために必要な措置を講ずるに当たり、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策との連携に関する視点が盛り込まれました。加えて、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境整備を一体的かつ重層的に整備することも求められています。

区はその対応として、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていく「予防的福祉」を推進する必要があるとともに、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズに対応すべく、包括的な支援体制を強化していく必要があります。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、区民、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者など地域の多様な主体と区がそれぞれの役割を担いながら、支え合い、助け合いながら地域課題の解決を図るべく、本計画を策定します。

なお、他の福祉の各分野における共通的な事項等を記載する地域福祉計画として組織・分野横断的に関する事項を掲載するとともに、成年後見制度利用促進計画として権利擁護の推進に関する事業、重層的支援体制整備事業実施計画として地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業等を記載しています。



## 2 地域福祉保健の現状

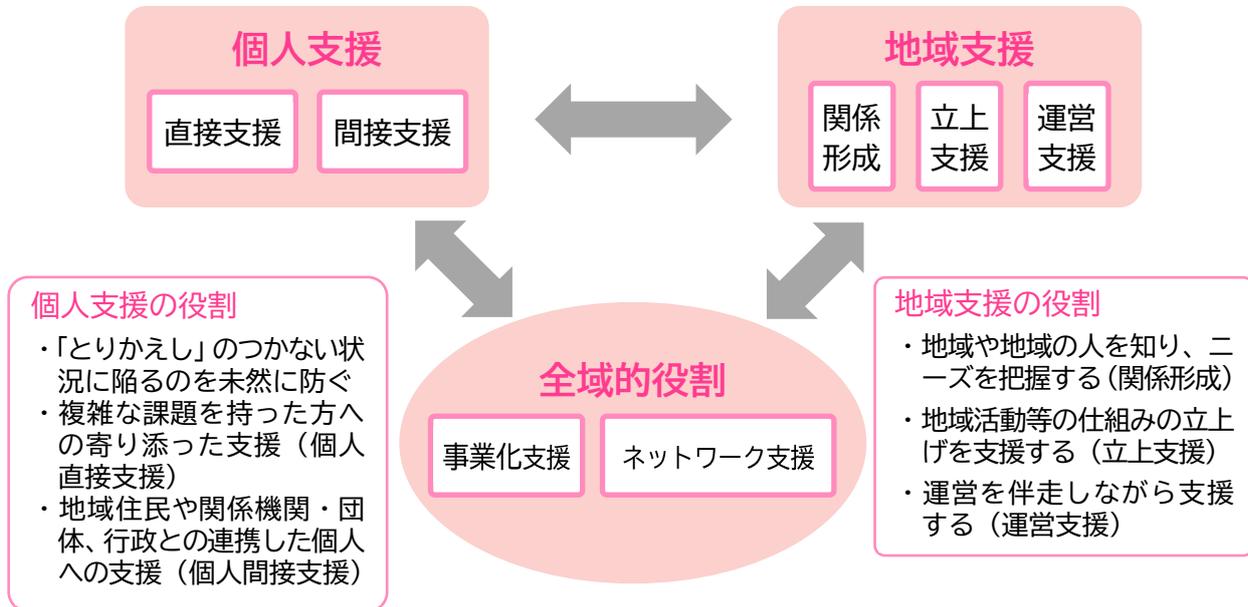
### (1) 地域福祉活動の状況

#### ○小地域福祉活動

地域の支え合う力を高めるためには、町会・自治会単位の小地域で起きている問題を地域の人たちとともに考え、解決に向けた取組を推進することが必要です。そこで、社会福祉協議会に配置する地域福祉コーディネーターが各地域において、地域で暮らす個人・団体が主体的に参加する地域活動である「小地域福祉活動」(町会・自治会等を基本の圏域とした地域活動)を推進しています。

地域福祉コーディネーターは、制度の狭間にある課題や複雑な課題をもった人たちに対して、様々なネットワークをいかした個別の支援(個人支援)を行っています。さらに、地域の中で住民が取り組む課題解決に向けた仕組みづくりなどを支援(地域支援)し、区内全域に及ぶ課題がある場合は、区と社会福祉協議会等とで連携を図りながら、新たな事業の構築やネットワーク形成を図っています。

#### 地域福祉コーディネーターの役割



#### ○多機能な居場所活動

地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所(つどいの場)」づくりを展開する団体に、開設時や事業運営に必要な経費について、社会福祉協議会を通して補助金を交付します。令和4年度は、8団体に補助金を交付しています。

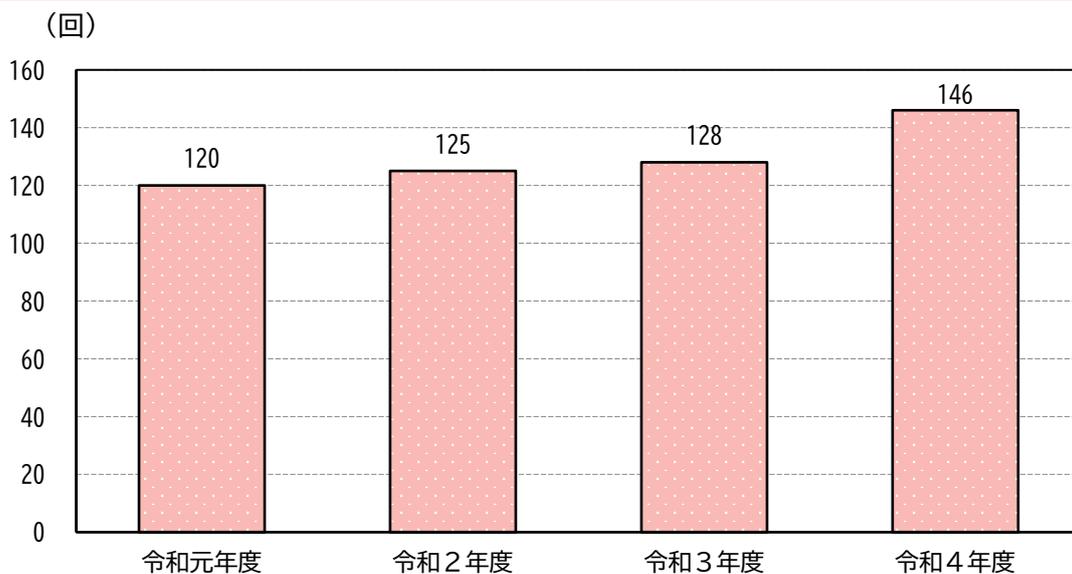
## ○地域の支え合い体制づくり推進事業

地域交流の場である「ふれあいいいききサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりを行う社会福祉協議会の取組を支援します。地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業に対して、立上げ経費及び事業運営に必要な補助を実施しています。

### ① ふれあいいいききサロン

高齢者や障害者、子育て中の親子等のひきこもりを防止し、地域の中で安心して住み続けられるよう、「楽しく、気軽に、無理なく」行う仲間づくり、生きがいづくりの場として地域の方たちが主体的に運営するサロン活動で、年々その数が拡大しています。

#### ふれあいいいききサロンの活動状況



資料：ばんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

### ② サロンparaす事業

地域の課題解決を図る活動に取り組む居場所を運営する団体に、立上げ経費や事業運営に係る経費について補助金を交付します。令和4年度は、5団体に補助金を交付しています。



### ○50歳以上の方の地域活動への参加意向

地域づくりを進める活動への参加については、65歳以上の第1号・要支援が56.9%、50歳以上の現役世代が70.9%となっており、50歳以上の方の地域活動への高い参加意向がうかがえます。

#### 地域づくりを進める活動に参加者として参加したいか

(図表中の「n」は、回答者数)

	第1号・要支援 (n=2,100) ※1	50歳以上の現役世代 (n=1,601) ※2
是非参加したい	6.0%	9.6%
参加しても良い	参加したい 56.9% } 50.9%	参加したい 70.9% } 61.3%
既に参加している	3.8%	0.8%
参加したくない	30.0%	25.5%
無回答	9.0%	2.8%

※1 要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者

※2 要介護認定を受けていない50歳～64歳の介護保険被保険者

資料：令和4年度文京区高齢者等実態調査

## ○ボランティアセンター

社会福祉協議会では、広く地域福祉を支えるボランティア活動を活性化させるため、地域福祉活動を担う人材育成の支援等を行っており、その活動を支援しています。

### ① 啓発・理解促進

学校等と連携した福祉学習やボランティア体験学習を実施しています。

### ② 参加促進・活動支援

ボランティア活動を始めたい方に向けた手話、傾聴ボランティア等の講習会の実施や、ボランティア団体への研修費の助成を実施しています。

### ③ 災害ボランティア

災害発生時に、災害ボランティア受け入れ体制整備のために社会福祉協議会に設置する「災害ボランティアセンター」の立上げ訓練を、大規模災害に備えて実施しています。

## ○地域連携ステーション「フミコム」

社会福祉協議会に設置するフミコムは、社会福祉協議会が区や地域住民、ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点です。

### ① コミュニティマイスターの配置

コミュニティマイスターを配置し、地域コミュニティとの橋渡しやNPOに向けた専門性の高い相談活動を行い、地域特性を活かした地域主体の活動を支援しています。

### ② イベント・交流会の開催

活動への共感の輪を広げ、様々な人たちが集まるイベント・交流会として「フミコム cafe」や「フミコム朝活」、地域活動団体同士のつながり作りを目的とした「活動見本市」を開催し、活動の継続性や発展性を指すために必要な情報収集・発信・ネットワーク構築を行っています。

### ③ 各種講座の開催

活動入門講座、企画運営講座、ファンドレイジング<sup>8</sup>講座等を開催し、団体の設立や活動継続の支援を行っています。

### ④ 提案公募型協働事業「Bチャレ」の募集

NPO・企業・行政・学生・ソーシャルビジネス等による地域課題解決のための事業を募集し、その事業を実践する活動に助成をしています。

8 ファンドレイジング 民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。



### ○いきいきサポート事業

おおむね 60 歳以上の方、障害のある方、ひとり親家庭の児童、妊婦及び 3 歳未満の乳幼児がいる方で家事等の日常生活の手助けが必要な方に対して、登録した地域の方が援助を行う会員制の事業として、社会福祉協議会が実施しています。

### ○民生委員・児童委員による相談支援

地域の最も身近な相談支援者である民生委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、現在 151 人(主任児童委員を含む。)が活動しており、生活上の様々な問題について、住民の立場で幅広く相談や援助を行うとともに、児童委員も兼ね、子どもの見守り、子育てや妊娠中の不安に対する相談・支援等を行っています。

このうち、担当区域を持たずに、児童福祉に関する事項を専門に担当する 9 人の主任児童委員は、区域を担当する民生委員・児童委員と協力して、地域の児童問題に取り組んでいます。

また、区、社会福祉協議会、町会・自治会等の関係機関と協働し、問題が起こったときには、状況に応じて適切なサービスや支援が受けられるよう、速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役も担っています。

#### 民生委員・児童委員の活動状況

活動内容		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
分野別相談(件)	高齢者に関する	1,921	1,416	1,119	1,305	993
	障害者に関する	226	330	239	196	236
	子どもに関する	738	576	375	399	287
	その他	346	256	171	239	198
	計	3,231	2,578	1,904	2,139	1,714
その他活動(件)	調査・実態把握	1,095	6,279	334	187	388
	行事への参加	4,773	5,133	992	2,164	3,650
	地域福祉・自主活動	2,977	2,660	2,174	1,844	2,247
	民児協運営研修	8,557	8,948	5,951	6,610	9,570
	証明事務	104	92	57	44	47
	要保護児発見	26	8	8	7	7
訪問連絡(件)	訪問連絡活動	4,086	4,751	11,727	6,251	5,777
	その他	16,741	29,319	3,317	10,625	14,995
	委員相互	20,825	26,978	28,409	32,168	31,973
	その他	9,856	9,587	9,394	10,245	10,096
活動日数(日)		22,625	23,808	21,259	22,240	24,256

資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(令和5年版)

### ○話し合い員による相談支援

区が委嘱する話し合い員は、福祉活動に理解と熱意のある区民の中から委嘱しており、孤独になりがちな高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身の上のことなどの相談相手となるとともに、不慮の事故がないように安否確認を行っています。

話し合い員の活動状況（派遣世帯数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	16件	13件	13件	6件	9件
廃止	22件	11件	28件	13件	12件
年度末派遣数	61件	63件	48件	41件	30件

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

### ○ハートフルネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行っています。

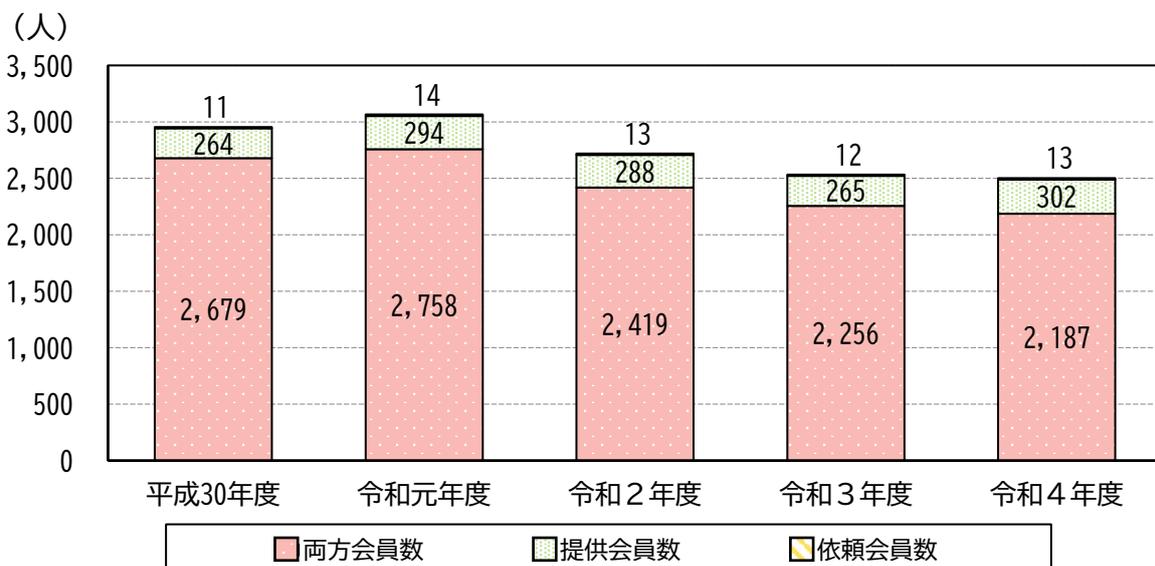
関係協力機関 680 機関（令和5年4月1日現在）



### ○ファミリー・サポート・センター事業

子どもの保育施設への送迎や放課後の預かりなど、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）が、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員制の事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業の会員数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

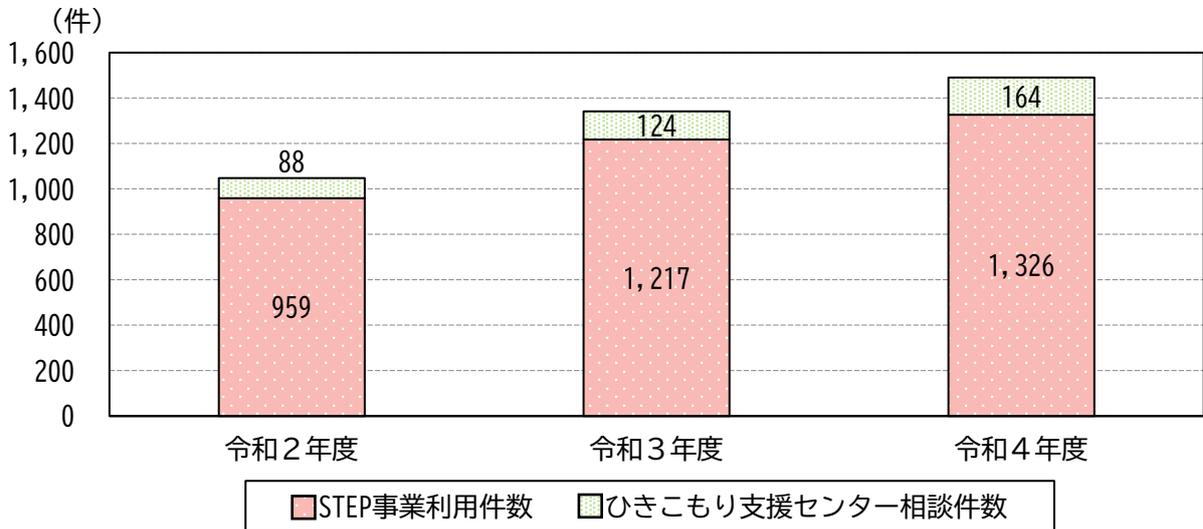


## (2) 包括的な支援体制の状況

### ○文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育修了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP 事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行っています。また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、生活福祉課を主として、関係機関と連携しながら支援を行っています。

#### 文京区版ひきこもり総合対策の活動状況



資料：ばんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

### ○ヤングケアラー支援

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施しています。さらに、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、福祉政策課や子ども家庭支援センターを主として、教育委員会や関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行っています。

### ○児童虐待防止ネットワーク

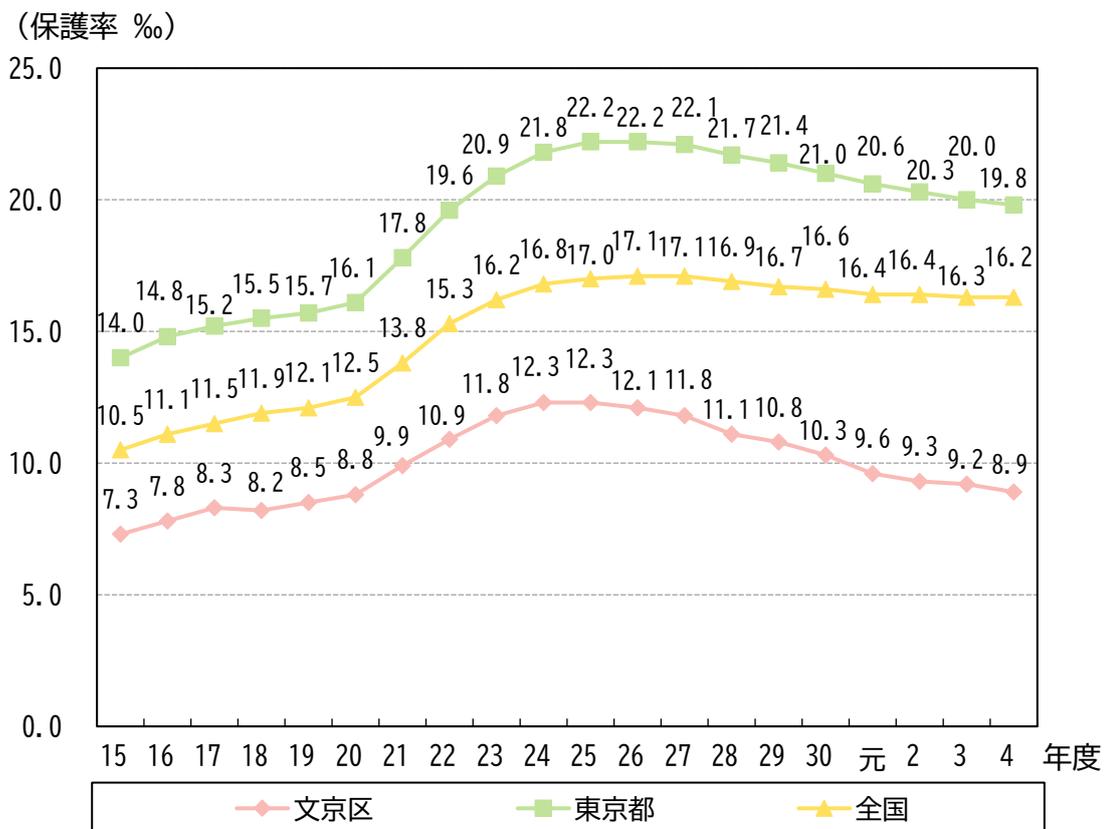
児童虐待の予防、早期発見、適切な保護・支援を迅速かつ的確に実施するため、文京区要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターを事務局として小・中学校、幼稚園、保育園、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、警察署、弁護士など子どもに関わる関係機関による連携を図っています。

### (3) 生活困窮者の状況

#### ○生活保護受給者数（保護率）

生活保護の保護率は、平成24年度まで増加を続けていましたが、生活困窮者への支援施策等により、減少しています。また、本区の保護率（単位：‰<sup>9</sup>）は、全国や都と比較して低い状況にあります。

#### 被保護者の動向（保護率＝1000分率）



資料：ばんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

9 ‰ パーミル。1000分率。

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

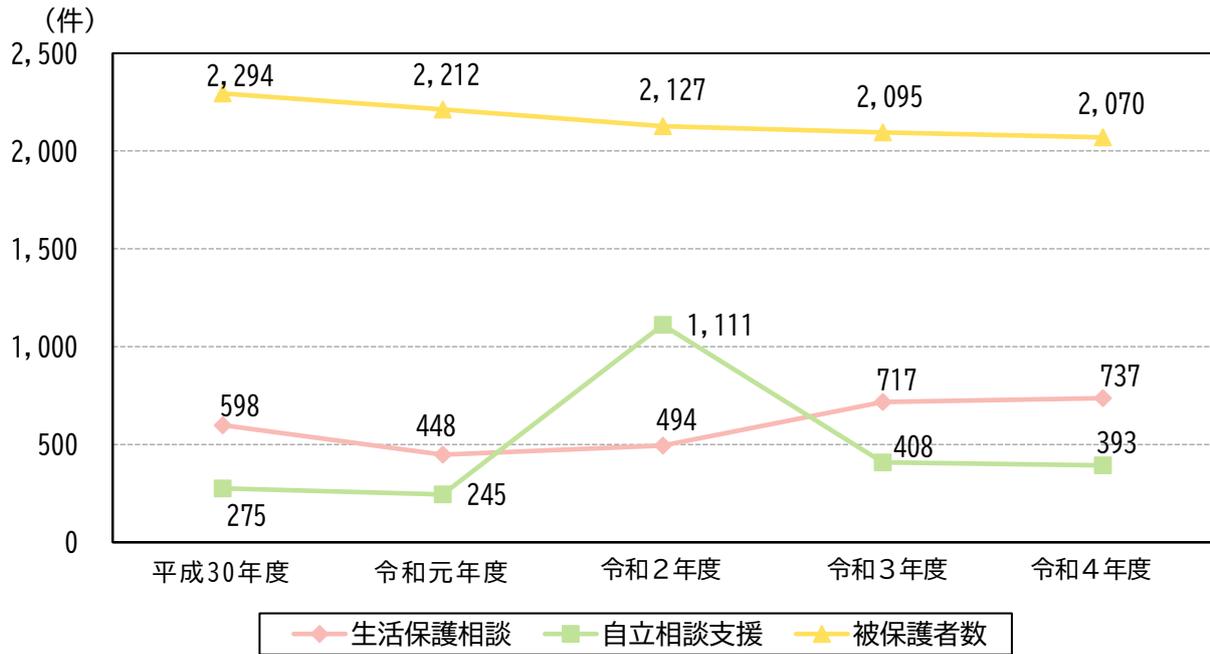
第Ⅶ部



### ○生活保護及び生活困窮に関わる相談件数

被保護者は年々減少していますが、生活保護相談件数は近年増加しています。自立相談支援事業における相談件数はコロナ禍で急増しましたが、それ以降は減少傾向にあります。

被保護者数及び生活保護・自立相談件数の動向



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

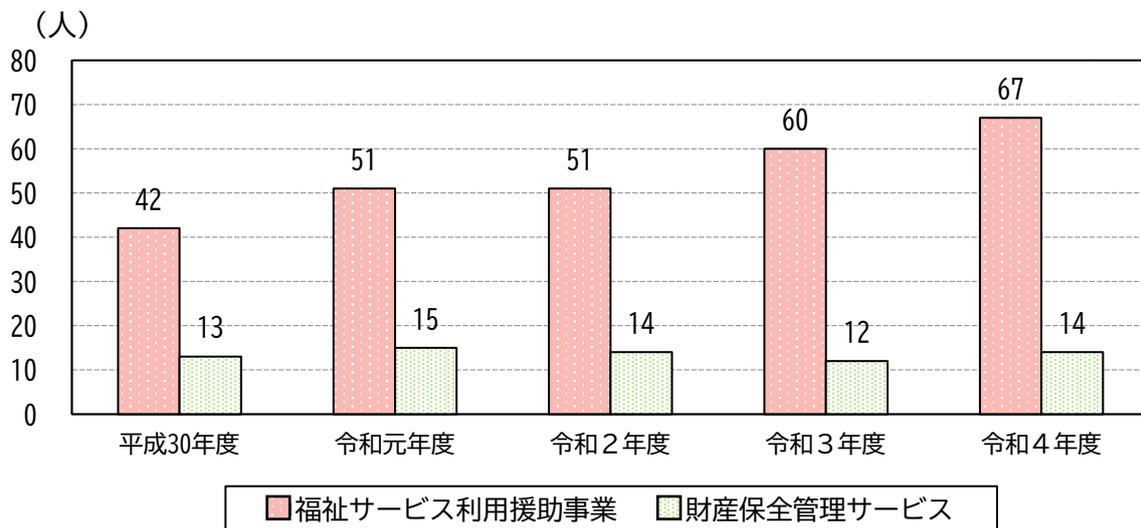
## (4) 権利擁護の状況

### ○福祉サービス利用援助

福祉サービス利用者が適切なサービスを選択し、事業者と対等な立場で安心してサービスが利用できるよう、区と社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」が連携して、利用援助や相談支援を行っています。

また、在宅で生活をしている概ね60歳以上の高齢者及び身体障害者等で、財産の保全・管理が困難かつ判断能力を有する方を対象に、財産保全管理サービスを実施しています。

#### 福祉サービス利用援助事業等の利用者数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）



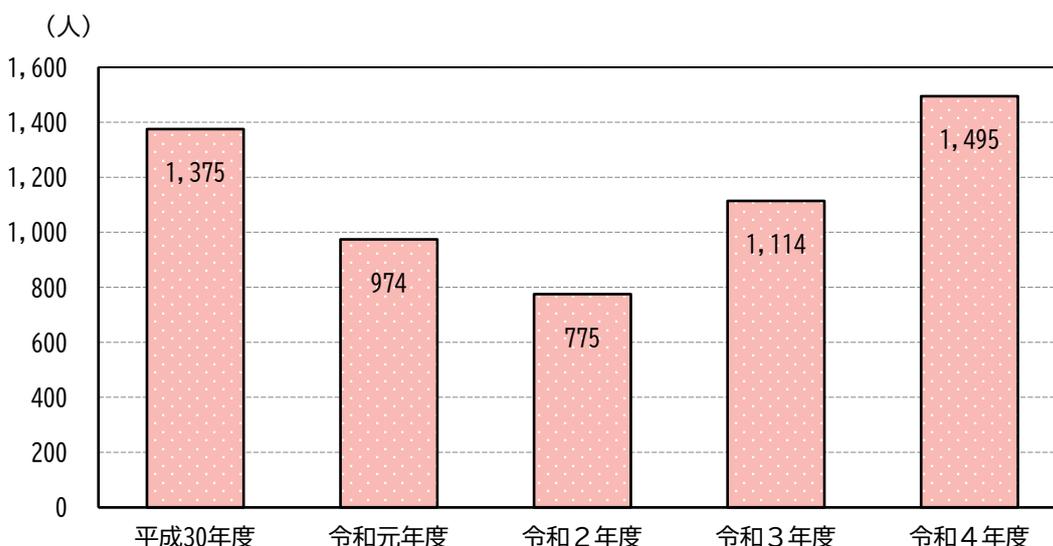
## ○成年後見制度

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある方に関する成年後見制度等の権利擁護について、区の高齢者や障害者等の相談窓口及び社会福祉協議会等において、相談に応じています。

また、支援が必要な高齢者等が、適切に成年後見制度等を利用できるよう、区では、社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしんサポート文京」が実施する総合相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援するとともに、後見人等の報酬に係る費用を助成することにより、普及啓発と利用促進を図っています。

さらに、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、令和3年度から文京区社会福祉協議会に委託して運営し、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と関係機関の連携体制の強化を図るとともに、権利擁護支援の仕組みづくりに取り組んでいます。

### あんしんサポート文京への成年後見制度に関する相談件数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

## (5) バリアフリーの環境づくりの状況

### ○まちのバリアフリー

さまざまな方が利用する道路、公園、病院、鉄道駅舎、金融機関などの公共的施設については、段差の解消、だれでもトイレや視覚障害者誘導用ブロックの設置など、だれもが安全に安心して利用できる環境づくりを進めています。

また、文京区バリアフリー基本構想及び重点整備地区別計画に基づき各施設の設置管理者等がバリアフリー化のための事業を実施することで、高齢者、障害者等が利用する施設及びそれらを結ぶ道路の重点的かつ一体的なバリアフリーを推進しています。

### ○心のバリアフリー<sup>10</sup>

障害者等が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として暮らし続けていけるよう、人権週間や障害者週間等での関連行事や講演会の開催など、様々な機会を通じて人権意識や心のバリアフリーの啓発を図っています。

また、区では、心のバリアフリーハンドブック、障害者差別解消法周知啓発グッズ及びリーフレットの作成配布を通して、区内における障害者の社会参加促進と周知啓発を進めています。

### ○情報のバリアフリー

区では、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するためのパソコン教室の開催や区が発信する情報のバリアフリーとして点字、カセットテープ、デイジーによる区報の作成、ホームページの充実などに取り組んでいます。

また、区役所窓口に拡大鏡・筆談ボードの設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置等を行い、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を図っています。

10 心のバリアフリー 高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。



## (6) 要配慮者・避難行動要支援者の支援体制の状況

高齢者、障害者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、毎年度避難行動要支援者名簿を更新し、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署へ配付するとともに、震災時の家具転倒・落下等による人的被害を最小限に抑えるため、器具設置の普及・啓発を行っています。

また、避難所での避難生活が著しく困難な要配慮者を一時的に受け入れ、支援する避難所として、特別養護老人ホーム・福祉作業所など区内 26 か所の福祉関連施設を福祉避難所として指定し、応急的な食料や救援物資等の配備を行っています。

### 3 主要項目及びその方向性

#### (1) ともに支え合う地域社会づくり

##### ○交流の活性化を図る地域の居場所づくり

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、「人與人」、「人と居場所」などをつなぎ合わせ、顔の見える関係性や気にかけて、助け合う関係性が地域で生まれやすくなるよう、支援ニーズと地域の居場所における取組のマッチングを行います。

また、だれもが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるために、公的なサービスによる支援に加えて、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの地域の主体が、主体的に地域の様々な課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援します。

さらに、地域からの孤立化を防げるよう、社会とのつながり作りに向けた支援及び世代や属性を超えて区民同士が交流できる場や居場所を整備していきます。

##### ○地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、NPOなどの公的な団体と地域の多様な主体との連携を強化し、団体・主体間の重層的なネットワークづくりを発展させ、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、ゆるやかにつながり、支え合う基盤づくりを推進していきます。

また、少子高齢化・人口減少がさらに進展し、高齢者人口がピークを迎える「2040年問題」に対応するために、地域での社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に生かすことができるよう地域福祉活動への参加の機会を創出します。

さらに、大学が多く所在するという地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加も促していきます。



## (2) 安心して暮らせる環境の整備

### ○多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化

本人・世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、必要な支援を適切につなげることができるよう、区の各相談・支援窓口である高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、子ども家庭支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組を推進していきます。

また、高齢者への医療・介護サービスの包括的な提供をはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健、医療及び福祉の各分野が連携してサービスを提供していく必要性がますます高くなっていることから、医療分野における地域連携をさらに推進するとともに、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築していきます。

さらに、生活の基盤として重要な住まいについては、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給を促進するとともに、住まい方に関する相談支援の充実を図ります。

加えて、ひきこもり状態にある当事者等が、適切な相談支援機関とつながり、様々な支援を利用することを通して、自立に向けて伴走する包括的な相談支援体制を推進していきます。

あわせて、複合化・複雑化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、関係部署、機関、団体等との合意形成を図りながら包括的な支援体制を強化し、課題の早期発見や、個々の状況や意向に沿った適切な支援につなげます。

### ○生活困窮者等への支援

正規雇用の減少や世帯構造の変化等により、生活困窮者の増大が社会問題となっている中、生活保護に至る前の生活困窮者が早期に社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働し、居住確保支援、就労支援等包括的な支援を行います。

また、稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援により就労意欲を喚起し、早期の就労・自立を図れるよう支援するとともに、高齢者の生活保護受給者に対しては、社会的孤立状態の予防として就労支援を行います。

さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）<sup>11</sup>等の暴力被害を防止するため、都や警察などの関係機関との連携を強化しながら、早期かつ切れ目のない相談支援を行うとともに、DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対しては、関係機関と民間団体や民間事業者と連携・協働し、自立に向けた切れ目のない相談支援を行います。

11 DV（ドメスティック・バイオレンス） 一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある又あった者からの身体的・精神的・性的・経済的暴力のこと。

### ○福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

援護の必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者や相談者が、制度やサービスの内容を十分に理解し、必要なサービスを安心して選択できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、成年後見中核機関による協議会の運営を通して、専門職団体、関係機関、地域の多様な主体の連携・協力関係を推進し、権利擁護が必要な人に係る地域連携ネットワークの強化を図ります。

あわせて、権利擁護を必要とする人が、住み慣れた地域において、自らの価値観や選好に基づく意思決定を行いながら、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、保健、医療、福祉、介護等の関係者や地域住民に対して、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、市民後見人及びその他の権利擁護支援の担い手の養成及び活躍の機会を創出します。



### (3) ひとにやさしいまちづくり

#### ○まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

だれもが安全・安心に生活し、主体的に社会参加が図れるよう、ハード面とソフト面の両面から思いやりのあるまちづくりを推進していきます。

そのために、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザイン<sup>12</sup>を取り入れた生活環境の整備を促進していきます。

また、生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組を推進するとともに、障害等を理由とした差別の解消に向けた周知啓発の取組を推進します。さらに、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するための支援や区が発信する情報のバリアフリーを推進していきます。

#### ○災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

災害時に一人ひとりが的確な行動を取れるよう、正確な情報提供を行っていきます。また、高齢者、障害者などの要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との連携強化に努めるとともに、災害ボランティアセンターの実効性を確保するための取組を推進していきます。

また、避難所で生活することが著しく困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の拡充を図るとともに、福祉関係機関と協力しながら、運営体制の構築を推進していくとともに、被災者支援についても検討していきます。

---

12 ユニバーサルデザイン 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人たちが利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

## 4 計画の体系

### 【凡例】

- ・   は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ ★は、社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。
- ・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
  - 子…子育て支援計画
  - 高…高齢者・介護保険事業計画
  - 障…障害者・児計画
  - 保…保健医療計画

### 大項目 1 ともに支え合う地域社会づくり

小項目	計画事業		
1 交流の活性化を図る 地域の居場所づくり	1	地域づくり事業 ★	
	2	小地域福祉活動の推進 ★	
	3	生活支援体制整備事業 ★	高 3-3-3
	4	地域介護予防支援事業（通いの場） ★	高 3-3-4
	5	地域活動支援センター事業 ★	障 1-5-2
	6	地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★	子 5-2-3
	7	子育てひろば事業 ★	子 5-2-4
	8	多機能な居場所活動推進事業	
	9	地域の支え合い体制づくり推進事業	
	10	子ども食堂支援事業	子 5-2-5

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



小項目	計画事業		
2 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化	1	参加支援事業 ★	
	2	ボランティア活動への支援	
	3	NPO活動・地域活動の支援	
	4	地域活動情報サイト	
	5	いきいきサポート事業の推進	
	6	民生委員・児童委員による相談援助活動	
	7	話し合い員による訪問活動	高 1-1-8
	8	ハートフルネットワーク事業の充実	高 1-1-1
	9	みまもり訪問事業	
	10	主任ケアマネジャーの支援・連携	高 2-1-7
	11	シルバー人材センターの活動支援	高 1-1-14
	12	シルバーお助け隊事業への支援	高 1-1-15
	13	介護施設ワークサポート事業	高 2-4-2
	14	高齢者クラブ活動の支援	
	15	文の京フレイル予防プロジェクト	高 3-2-5
	16	介護予防ボランティア指導者等養成事業	高 3-2-4
	17	社会参加の促進事業	高 1-1-13
	18	青少年健全育成会への支援・連携	子 3-4-4
	19	文京区子育てサポーター認定制度	子 5-1-1
	20	ファミリー・サポート・センター事業	子 5-1-2

大項目 2 安心して暮らせる環境の整備

小項目	計画事業	
1 多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化	1	包括的相談支援事業 ★
	2	多機関協働事業 ★
	3	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★
	4	文京区版ひきこもり総合対策
	5	ヤングケアラー支援推進事業
	6	高齢者あんしん相談センターの機能強化 ★ 高 1-5-1
	7	障害者基幹相談支援センターの運営 ★ 障 2-1-7
	8	利用者支援事業 ★ 子ども・子育て支援事業計画※
	9	在宅医療・介護連携推進事業 高 1-2-2
	10	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営 保 2-1-1
	11	居住支援の推進
	12	医療的ケア児支援体制の構築 障 4-2-3
	13	自殺対策推進に係る連携会議の開催 保 2-3-13
	14	児童虐待防止ネットワークの充実 子 4-1-1
	15	男女平等センターにおける相談事業の充実
	16	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供
	17	文京ユアストーリー
2 生活困窮者等への支援	1	生活困窮者への自立支援の推進 ★
	2	生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援
	3	DV等暴力被害の防止及び相談支援
	4	女性のほほえみ支援ネットワーク事業
3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
	3	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	4	成年後見制度利用支援事業
	5	法人後見の受任
	6	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

※子ども・子育て支援事業計画は、子育て支援計画に内包する計画です。

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



大項目 3 ひとにやさしいまちづくり

小項目	計画事業	
1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	1	バリアフリーの道づくり
	2	文京区バリアフリー基本構想の推進
	3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
	4	総合的自転車対策の推進
	5	公園再整備事業
	6	コミュニティバス運行
2 心のバリアフリーの推進	1	障害者差別解消に向けた取組の推進 障 5-2-4
	2	福祉教育の推進
	3	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業） 障 5-2-1
	4	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 障 5-2-2
	5	認知症に関する講演会 高 1-3-1
	6	認知症サポーター養成講座 高 1-3-2
3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進 障 5-3-1
	2	情報バリアフリーの推進 障 5-3-2
	3	区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実
	4	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供 障 5-3-3
4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保	1	避難所運営協議会の運営支援
	2	避難行動要支援者への支援
	3	災害ボランティア体制の整備
	4	福祉避難所の拡充
	5	被災者支援の仕組みづくり
	6	耐震改修促進事業
	7	家具転倒防止器具設置助成

## 5 計画事業

- ・ の事業は、進行管理対象事業です。

### 1 ともに支え合う地域社会づくり

#### 1-1 交流の活性化を図る地域の居場所づくり

##### 1-1-1 地域づくり事業 ★ 新

事業概要	介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。※令和7年度より事業実施予定
担当	事務局：福祉政策課
3年間の計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。 また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。

##### 1-1-2 小地域福祉活動の推進 ★

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいいききサロン」等の運営支援のほか、生活支援コーディネーターを兼務し、「住民主体の通いの場（かよい～の）」の運営支援等に取り組むことで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行います。



### 1-1-3 生活支援体制整備事業 ★（高3-3-3）

事業概要	社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進します。
担当	社会福祉協議会

### 1-1-4 地域介護予防支援事業（通いの場） ★（高3-3-4）

事業概要	介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活動を支援します。			
担当	社会福祉協議会			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	運営団体数	か所	28	38

### 1-1-5 地域活動支援センター事業 ★（障1-5-2）

事業概要	障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内6か所の地域活動支援センターにおいて、障害の特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	登録者数	人	312	320	324	328
	実施箇所数	か所	6	6	6	6

**1-1-6 地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★ (子5-2-3)**

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。
担当	子育て支援課
3年間の計画事業量	富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区の4地区に各1か所、地域団体が拠点事業を安定的に運営するための支援を行います。 また、令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」の結果等を踏まえ、事業量の検討・確保に取り組みます。

**1-1-7 子育てひろば事業 ★ (子5-2-4)**

事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。
担当	子育て支援課、幼児保育課、児童青少年課
3年間の計画事業量	区内5か所の子育てひろば（西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行います。

**1-1-8 多機能な居場所活動推進事業**

事業概要	地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」づくりを展開する方に対して、開設・事業運営費等の補助を行い、活動を支援します。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	住民に身近な地域において、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズを受け止める「多機能な居場所」の機能を維持・強化できるよう、地域福祉コーディネーターが、持続可能な運営を視野に入れつつ、地域の関係者や運営団体などとの調整等を図り、新規の居場所開設と既存の居場所の運営支援を行います。

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部



### 1-1-9 地域の支え合い体制づくり推進事業

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいいききサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンがらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。					
	担当	社会福祉協議会				
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	ふれあいいいきき サロン設置数	か所	146	148	150	152

### 1-1-10 子ども食堂支援事業（子5-2-5）

事業概要	地域の子どもを対象に食事の提供を通じた居場所づくりとしての「子ども食堂」を運営する地域活動団体へ、社会福祉協議会を通じて運営費等の助成を行い、活動を支援します。					
	担当	社会福祉協議会				
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	子ども食堂登録数	件	12	14	15	16
	子ども食堂連絡会 開催回数	数	1	1	1	1

## 1-2 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

## 1-2-1 参加支援事業 ★ 新

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。※令和7年度より事業実施予定
担当	事務局：福祉政策課
3年間の計画事業量	本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。 さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

## 1-2-2 ボランティア活動への支援

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	個人や団体からの地域活動に係る相談に、必要な諸調整を行いながら丁寧に応じます。 また、体験型プログラムを取り入れるなどの工夫を行いながらボランティア養成講座等を実施し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、実際にボランティア活動を行いたい方と実動しているボランティア団体とをつなげます。 さらに、活動している個人や団体同士のつながる機会を設けることで、活動が停滞しないように支援を行います。

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



### 1-2-3 NPO活動・地域活動の支援

事業概要	協働の拠点である地域連携ステーション「フミコム」の運営を通して、区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携し、新たなつながりを創出することで、地域の活性化や地域課題の解決を図ります。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	<p>Bチャレ(提案公募型協働事業)に関しては、協働での地域課題解決や地域活性につながる事業を支援するとともに、事業として採用されなかった団体にも継続的な支援を行うことで、地域団体の運営体制の強化と潜在化した地域課題の掘り起こし、解決につなげます。</p> <p>NPO活動等に係る各種講座に関しては、講座終了後も、適宜、個々に応じて支援できるよう、参加者と対面における顔の見える関係を築きます。</p>

### 1-2-4 地域活動情報サイト

事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。
担当	社会福祉協議会

### 1-2-5 いきいきサポート事業の推進

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	新規登録利用会員数	人	54	75	100	125

### 1-2-6 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。</p> <p>また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。</p>
担当	福祉政策課

### 1-2-7 話し合い員による訪問活動（高1-1-8）

事業概要	<p>地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。</p> <p>また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。</p>
担当	高齢福祉課

### 1-2-8 ハートフルネットワーク事業の充実（高1-1-1）

事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には、迅速に対応できる体制の充実を図ります。</p>			
担当	高齢福祉課			
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	ハートフルネットワーク協力機関数	団体	680	700

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



### 1-2-9 みまもり訪問事業

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行います。
担当	社会福祉協議会

### 1-2-10 主任ケアマネジャーの支援・連携（高2-1-7）

事業概要	地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施により資質向上を図るとともに、包括的・継続的ケアマネジメントの支援・連携を行います。					
担当	高齢福祉課、介護保険課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	主任ケアマネジャー 向け研修	回	1	1	1	1

### 1-2-11 シルバー人材センターの活動支援（高1-1-14）

事業概要	企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	会員数	人	1,275	1,424
	就業実人員	人	1,031	1,154

### 1-2-12 シルバーお助け隊事業への支援（高1-1-15）

事業概要	高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	実施件数	件	239	300

### 1-2-13 介護施設ワークサポート事業（高2-4-2）

事業概要	<p>シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援します。</p> <p>また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げます。</p>
担当	高齢福祉課

### 1-2-14 高齢者クラブ活動の支援

事業概要	<p>地域において高齢者のいきがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援します。</p>
担当	高齢福祉課

### 1-2-15 文の京フレイル予防プロジェクト（高3-2-5）

事業概要	<p>高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。</p>					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	フレイルサポーター 養成講座受講者	人	16	16	16	16
	フレイルチェック 参加者	人	346	350	350	350

### 1-2-16 介護予防ボランティア指導者等養成事業（高3-2-4）

事業概要	<p>地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。</p>
担当	高齢福祉課

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



### 1-2-17 社会参加の促進事業（高1-1-13）

事業概要	<p>概ね 50 歳以上の方が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施します。</p> <p>また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付します。</p>
担当	高齢福祉課

### 1-2-18 青少年健全育成会への支援・連携（子3-4-4）

事業概要	<p>地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、青少年健全育成会の活動を支援します。</p>
担当	児童青少年課

### 1-2-19 文京区子育てサポーター認定制度（子5-1-1）

事業概要	<p>区の子育て支援事業等でも活用できる、子育てに関する知識や技能等を修得する研修を実施し、地域の子育て世帯をサポートする人材の育成を図ります。</p> <p>さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図ります。</p>					
担当	子育て支援課、社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	ベーシックサポーター 認定研修実施回数	回	2	2	2	2
	スタンダードサポーター 認定研修実施回数	回	2	2	2	2
	地域の子育てサポート 連絡会実施回数	回	1	1	1	1

1-2-20 ファミリー・サポート・センター事業（子5-1-2）

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。
担当	子育て支援課
3年間の計画事業量	文京区子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図ります。

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



## 2 安心して暮らせる環境の整備

### 2-1 多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化

#### 2-1-1 包括的相談支援事業 ★ 新

事業概要	<p>高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。</p> <p>また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。</p>
担当	事務局：福祉政策課

#### 2-1-2 多機関協働事業 ★ 新

事業概要	<p>支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。</p>
担当	事務局：福祉政策課
3年間の計画事業量	<p>複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。</p>

#### 2-1-3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★ 新

事業概要	<p>本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。</p>
担当	事務局：福祉政策課

### 2-1-4 文京区版ひきこもり総合対策

事業概要	<p>ひきこもり当事者やその家族及び 8050 問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。</p> <p>ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP 事業）」（Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所）を行います。</p>					
	<p>担当 事務局：生活福祉課</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	ひきこもり支援センター 相談件数	件	164	220	240	260
	STEP 事業相談件数	件	818	920	940	960
	STEP 事業支援メニュー 利用件数	件	505	540	550	560

### 2-1-5 ヤングケアラー支援推進事業 新

事業概要	<p>ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。</p> <p>また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。</p>					
	<p>担当 事務局：福祉政策課</p>					
3年間の 計画事業量	<p>支援関係者やヤングケアラー本人向けのリーフレットを作成し、周知啓発を図るとともに、子ども・教育・福祉・保健医療等の様々な分野の関係者や地域の多様な主体を対象とした研修を行い、ヤングケアラー支援の事例等を通して、対応力向上を図ります。</p> <p>また、ヤングケアラーの負担の軽減を図り、子どもらしく過ごせる時間と場を確保するため、関係機関と連携して本人の意向を踏まえた支援計画を作成し、本人及び家族全体に対する支援を行います。</p>					

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



### 2-1-6 高齢者あんしん相談センターの機能強化 ★（高1-5-1）

事業概要	在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。
担当	高齢福祉課

### 2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営 ★（障2-1-7）

事業概要	<p>障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。</p> <p>また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関連機関との連携体制の構築を推進します。</p>
担当	障害福祉課
3年間の計画事業量	<p>地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を年400件行い、地域の相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取組を年12回実施します。</p> <p>また、個別事例の支援内容の検証を年12回実施し、主任相談支援専門員を2人配置します。</p>

### 2-1-8 利用者支援事業 ★

事業概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談員等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。
担当	子ども家庭支援センター、保健サービスセンター

※子ども・子育て支援事業計画に内包する事業になります。

### 2-1-9 在宅医療・介護連携推進事業（高1-2-2）

事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。
担当	高齢福祉課

### 2-1-10 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営（保2-1-1）

事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。			
担当	健康推進課、高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	地域医療連携推進協議会	回	1	1
	高齢者・障害者口腔保健 医療検討部会	回	1	1
	小児初期救急医療検討 部会	回	1	1
	在宅医療検討部会	回	2	2

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



### 2-1-11 居住支援の推進

事業概要	<p>住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。</p> <p>また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。</p> <p>あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。</p>
担当	福祉政策課

### 2-1-12 医療的ケア児支援体制の構築（障4-2-3）

事業概要	<p>医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。</p>
担当	事務局：障害福祉課
3年間の計画事業量	<p>保健、医療、障害福祉、保育、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者による連絡会を開催し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図ります。</p>

### 2-1-13 自殺対策推進に係る連携会議の開催（保2-3-13）

事業概要	<p>関係機関で構成する自殺対策に関する会議を開催し、自殺の現状や課題の共有及び効果的な事業の検討等を行い、自殺対策推進に係る連携体制の構築の強化を図ります。</p>
担当	事務局：予防対策課

### 2-1-14 児童虐待防止ネットワークの充実（子4-1-1）

事業概要	<p>要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図ります。</p> <p>また、児童虐待防止に関する啓発活動を行います。</p>
担当	子ども家庭支援センター
3年間の計画事業量	<p>要保護児童対策地域協議会を運営し、代表者会議、実務者会議、医療関係者会議、個別ケース会議等により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図ります。</p> <p>また、児童虐待防止のため、小・中学生用児童虐待防止マニュアルを配布するとともに、児童虐待防止月間の企画展等、様々な機会を捉え啓発活動を行います。</p>

### 2-1-15 男女平等センターにおける相談事業の充実

事業概要	<p>パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、カウンセラーによる相談を行います。</p>					
担当	総務課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	男女平等センター相談室の相談件数	件	1,000	1,100	1,100	1,100

### 2-1-16 性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供

事業概要	<p>当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供するとともに、性自認・性的指向に関する相談場所を提供します。</p>
担当	総務課

### 2-1-17 文京ユアストーリー

事業概要	<p>人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行います。</p>
担当	社会福祉協議会

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部



## 2-2 生活困窮者等への支援

### 2-2-1 生活困窮者への自立支援の推進 ★

事業概要	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。					
担当	生活福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	自立相談支援事業 新規相談受付件数	件	393	250	250	250
	住居確保給付金支給件数	件	64	15	15	15
	その他支援	人	86	80	80	80

### 2-2-2 生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援

事業概要	生活保護受給者のうち稼働年齢である者に対して、就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、就労体験及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施します。 また、高齢者の生活保護受給者については、社会的孤立状態の予防として就労支援を実施します。					
担当	生活福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	就労件数	件	43	40	40	40
	自立件数	件	14	12	12	12
	面談回数	件	1,891	1,800	1,800	1,800

### 2-2-3 DV等暴力被害の防止及び相談支援

事業概要	<p>夫などから暴力被害を受けている女性及び母子からの相談を受け、安全に安心して生活できるように個々の状況に応じた支援を行い、自立に向けた生活再建のために関係機関と連携して相談支援を行います。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターでは、相談、情報提供、助言等を行い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ります。</p>
担当	生活福祉課

### 2-2-4 女性のほほえみ支援ネットワーク事業 新

事業概要	<p>DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対し、自立に向けた切れ目のない相談・支援ができるように、支援に関わる福祉、子育て、教育等の関係機関と民間団体や民間事業者との連携・協働による支援のあり方の検討とネットワークの構築を行います。</p>
担当	生活福祉課
3年間の計画事業量	<p>女性のほほえみ支援ネットワーク事業を構築し、支援に関わる福祉、子育て、教育等の関係機関と民間団体や民間事業者との代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等により情報交換や状況把握に努め、DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対して、自立に向けた切れ目のない支援を連携・協働により行います。</p>

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



## 2-3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

### 2-3-1 福祉サービス利用援助事業の促進

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	福祉サービス利用援助 事業契約件数	件	67	73	80	88
	財産保全管理サービス 契約件数	件	14	15	16	17

### 2-3-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

事業概要	福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。
担当	社会福祉協議会

### 2-3-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。
担当	福祉政策課

## 2-3-4 成年後見制度利用支援事業

事業概要	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。</p> <p>また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。</p>					
担当	福祉政策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	成年後見等申立費用助成	件	0	1	2	2
	成年後見等報酬助成	件	24	26	27	28

## 2-3-5 法人後見の受任

事業概要	<p>成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。</p>					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	法人後見受任数	人	7	7	8	8

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



### 2-3-6 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

<p>事業概要</p>	<p>成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。</p> <p>あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手の養成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。</p>
<p>担当</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>3年間の 計画事業量</p>	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、文京区社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。</p> <p>あわせて、権利擁護支援を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を維持します。</p> <p>さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関との検討・調整を図ります。</p>

### 3 ひとにやさしいまちづくり

#### 3-1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

##### 3-1-1 バリアフリーの道づくり

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	%	15.0	20.0	22.5	25.0

##### 3-1-2 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。
担当	都市計画課

##### 3-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。
担当	住環境課

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



### 3-1-4 総合的自転車対策の推進

事業概要	<p>安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進します。</p> <p>また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施します。</p>
担当	管理課

### 3-1-5 公園再整備事業

事業概要	<p>区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。</p>					
担当	みどり公園課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	公園再整備	園	4	1	3	4

### 3-1-6 コミュニティバス運行

事業概要	<p>区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。</p>
担当	区民課

### 3-2 心のバリアフリーの推進

#### 3-2-1 障害者差別解消に向けた取組の推進（障5-2-4）

事業概要	障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行います。
担当	障害福祉課

#### 3-2-2 福祉教育の推進

事業概要	ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方にに基づき、多様性を認め合い、だれもがつながりを持ち、支え合えるまちを目指し、学校や地域、関係機関と連携し、体験・交流事業を通じて心のバリアフリーを推進します。 また、本事業を通じた地域活動の活性化を図ります。
担当	福祉政策課、社会福祉協議会

#### 3-2-3 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）（障5-2-1）

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行います。
担当	障害福祉課
3年間の計画事業量	地域支援フォーラム（年1回）において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行います。

#### 3-2-4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実（障5-2-2）

事業概要	「障害者週間(12月3日から9日まで)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	入場者数	人	2,318	2,364	2,387	2,410

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部



### 3-2-5 認知症に関する講演会（高1-3-1）

事業概要	講演会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図ります。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	開催回数	回	8	4	4	4

### 3-2-6 認知症サポーター養成講座（高1-3-2）

事業概要	<p>認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。</p> <p>また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施します。</p>					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	年間サポーター養成数	人	765	1,000	1,000	1,000
	文京区サポーター総数	人	17,330	19,000	20,000	21,000
	実践講座の参加者数	人	23	20	20	20

### 3-3 情報のバリアフリーの推進

#### 3-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進（障5-3-1）

事業概要	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害の特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進します。
担当	障害福祉課

#### 3-3-2 情報バリアフリーの推進（障5-3-2）

事業概要	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置やバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図ります。
担当	障害福祉課

#### 3-3-3 区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実

事業概要	<p>区報ぶんきょうについては、視覚障害のある方が必要な情報を取得できるようにするため、点字広報や声の広報として毎号発行し、無料で配布します。また、自動読み上げ機能や文字の拡大表示機能のある多言語版電子書籍においても配信します。</p> <p>ホームページについては、高齢者や障害者を含めただれもが必要な情報を必要なときに取得できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作成に努めます。</p> <p>CATVについては、番組本編に字幕の挿入を行うとともに、手話通訳を付けた番組を制作し放送します。また、災害時には災害の状況や避難所に関する情報を見ることのできる「データ放送」や「緊急文字告知」として適時文字放送を行います。</p>
担当	広報課

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



### 3-3-4 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供（障5-3-3）

<p>事業概要</p>	<p>印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行います。</p> <p>また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施します。</p> <p>各サービスの広報にも努め利用の促進を図ります。</p>
<p>担当</p>	<p>真砂中央図書館</p>

### 3-4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

#### 3-4-1 避難所運営協議会の運営支援

事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域防災力の向上、防災意識の啓発を図ります。
担当	防災課

#### 3-4-2 避難行動要支援者への支援

事業概要	<p>災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。</p>
担当	防災課、予防対策課

#### 3-4-3 災害ボランティア体制の整備

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	発災時に、災害ボランティアセンターの設置・運営に係るスタッフが混乱することなく復興支援に携われるよう、被災地の最新情報等を参考にしながら、随時、マニュアル等の更新を図ります。



### 3-4-4 福祉避難所の拡充

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。
担当	福祉政策課
3年間の計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。

### 3-4-5 被災者支援の仕組みづくり

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細やかな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。
担当	防災課、福祉政策課

### 3-4-6 耐震改修促進事業

事業概要	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇します。
担当	地域整備課

### 3-4-7 家具転倒防止器具設置助成

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	家具転倒防止器具設置助成数	件	114	200	200	200

A decorative graphic consisting of several overlapping circles. The largest circle is a solid light orange color. To its left is a smaller solid orange circle. Above the large circle is a semi-circle filled with diagonal hatching. Below the large circle is a semi-circle filled with a dotted pattern. The background is a light orange gradient.

第Ⅲ部

子育て支援計画



## 第Ⅲ部 子育て支援計画

子育て支援計画は令和2年3月に策定しているため、計画の目的等は、そのまま記載しています。

### 1 計画の目的

我が国では、少子高齢化が進行し続ける中、人口減少社会に移行しており、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。女性の社会進出を後押しする施策も増え、多様な働き方を選択できる社会を実現していく働き方改革も進められていますが、子育て世帯においてワーク・ライフ・バランスを実現することは容易ではありません。このような中、子どもの視点を忘れずに、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育て支援が大切です。

平成27年4月に開始された「子ども・子育て支援新制度」では、保護者が子育ての第一義的責任を有する基本的認識の下に、子育てを社会全体で支援していけるよう、幼児期の教育や保育などの量の拡充や質の向上を図ることとしており、文京区においても制度の推進に取り組んでいるところです。

この制度の根拠である「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び区市町村が“教育・保育”と“地域子ども・子育て支援事業”の提供体制を確保するとともに、同法に基づく業務を円滑に実施するための計画として、国が定めた指針に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが規定されています。

また、同時期には、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されました。

これらを踏まえ、文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の1つとして「子育て支援計画」（平成27年度～31年度）を策定しており、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を内包し、一体的な計画としています。

この前計画期間中、認可保育所・小規模保育事業等の大幅な拡充、育成室の整備を進め、待機児童解消に努めてきましたが、今後は、量的拡充のみならず、これまで行ってきた質の確保に向けた取組を一層強化していく必要があります。

また、前計画初年度の平成27年度には、新しい教育センターと青少年プラザ（b-lab）、文京総合福祉センターを開設し、児童発達支援センターの設置、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトや子どもショートステイ・トワイライトステイ等の新規事業の立ち上げなど各種サービスを開始しており、実績の増加に対応しつつ、運用上の改善を図ってまいりました。同じく平成27年度から文京区版ネ



ウボラ事業を開始したことにより、切れ目ない支援に取り組んでおり、子ども家庭支援センターや教育センターなどの関係機関との連携を深めています。

そして、前計画期間中には、子どもに関する様々な制度変化もありました。平成28年6月の児童福祉法の改正では、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、本区においても開設に向けた準備を進めております。また、令和元年6月には、児童虐待防止の強化を図るため関連法が改正されました。このほか、令和元年には、5年目を迎えた子どもの貧困対策に関する大綱が見直されています。

さらに、社会全体では、SDGsへの取り組みが求められており、未来を生きていく子どもたちにとって、大切な視点となっています。

また、文京区では、年少人口と子育て世帯が増え続け、しばらくこの傾向が続くものと見込んでいます。全国の動向のみならず、文京区独自の傾向を把握していくことも重要となっています。

このような状況下、子育て支援施策の継続性とさらなる取組を推進するため、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）」（令和2年度～6年度）を策定します。子どもたちに輝く未来をつなぐため、この計画に基づき、子どもの最善の利益を守れるよう、文京区の特徴を反映した子育て支援施策を推進してまいります。

## 2 主要項目及びその方向性

### (1) 子どもの健やかな成長の支援

妊娠・出産・子育て期は、身体的、精神的、社会的に大きな変化があり、負担がかかる時期です。心身の回復、子育ての不安や新たな家族環境への適応など、心のケアを含めた産前・産後ケアの充実を図り、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目ない支援を継続していきます。

子どもの健やかな成長を図るため、乳幼児健康診査で発育・発達の状態を確認するとともに、発育・発達・栄養・生活環境などに応じた相談支援体制を整備し、必要に応じて発達支援や心理的援助等を行います。また、障害のある場合には、一人ひとりの障害の特性や成長段階に応じた適切なサービス等を提供できるよう取り組んでいきます。さらに、医療的なケアが必要な子どもについては、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、必要なケアが受けられるよう、支援の充実を図っていきます。

### (2) より良い子育てを支える取組

働き続ける女性が増え、共働き世帯が増加する一方で、男性の家事・育児に費やす時間が他の先進国と比較すると低水準にとどまる中、“ワンオペ育児”という言葉もうまれており、働き方の見直しが課題となっています。また、子育ての手助けができる人が身近にいないことも少なくありません。このような背景を踏まえつつ、人間形成の基礎となる大切な時期の子育てを支援する取組が必要です。

文京区では、年少人口増加等により、保育の必要性は引き続き高い状況にあるため、保育施設の整備を積極的に進めていくとともに、保育施設への指導を強化していきます。あわせて、育成室の整備、都型学童クラブの誘致、放課後全児童向け事業の充実など、ニーズに応じた放課後の安全な居場所を提供します。これらの取組により、年齢や様々なニーズに配慮しながら、子どもが安心して過ごせる環境を整備していきます。また、多様化する子育て世帯のニーズを的確に把握し、安定的な子育て支援サービスが提供できるよう、取り組んでいきます。

各家庭がより良い子育てを選択できるよう、子どもと家庭を支える取組を推進します。



### (3) 子どもの生きる力・豊かな心の育成

これからの社会を担う子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることは、豊かな人間性を育む上で大切なことです。

このため、幼児教育や学校教育の充実をはじめ、幼児・児童・生徒が様々な体験や友だちとのかかわりの中で、触れ合う機会や居場所が持てるよう、子どもの視点で確保することに取り組んでいきます。

また、さまざまな体験を通して、生命を尊重する心や、自他を大切にすることなどを育んでいくことが必要です。

さらに、子どもたちの将来の社会生活を見据え、地域への愛着や望ましい勤労観、職業観を育む地域活動への参加や発達段階に応じたキャリア教育、環境に対する意識の高揚を図るための環境教育などを推進していきます。

### (4) 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり

子どもが安心して育つためには、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。予防的支援をさらに推進し、要保護・要支援家庭への適切な対応など、今後設置する「(仮称)文京区児童相談所」を中心とした、関係機関が有機的に連携した総合的な支援体制を構築し、児童虐待への対応と未然防止に努めていきます。

また、いじめや体罰を許さない環境を築くとともに、学校生活では、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する基本方針を掲げ、問題があった場合には、子どもや保護者に寄り添い支援していきます。さらに、義務教育中の不登校対応の充実を図り、義務教育終了後に、ひきこもらないように、関係部署が連携し継続的な支援をしていきます。

このほか、経済的困窮やひとり親家庭への支援など、子育て世帯が置かれた状況に応じて、関係部署が連携を深め、取り組んでいきます。

### (5) 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てを社会全体で支えていくためには、地域、学校、事業者、行政などの連携を深めていく必要があります。

文京区では、子育て世帯の転入、出生数の増加傾向により年少人口が増えています。子育てが“孤育て”に陥らず、安心して子育てできるよう、身近な場所で地域とつながる機会を増やし、子どもや子どもと一緒に集える居場所、多世代交流の場がつけられるよう、担い手となる方たちの活動を支援していきます。

## (6) 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。共通の方針を掲げ、各事業者が主体的にバリアフリーを実現するとともに、交通事故から子どもたちを守るため、道路整備や総合的な自転車対策に、引き続き取り組んでいきます。

施設の中・外を問わず、子どもたちが安全に過ごせるよう、危険箇所を確認するとともに、区立公園と児童遊園の再整備、防犯カメラの設置も進めます。

さらに、災害や事故等に備えるためには、子どもたちが利用する施設における訓練や研修、備蓄等を計画的に進めていくことが大切です。子どもたちの発達段階に応じて安全指導を行うとともに、自助・共助の大切さ、家族や地域で災害リスクに備えた取るべき行動を考えるなど防災教育を推進していきます。

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



### 3 計画の体系

**【凡例】**

- ・      は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
  - 地…地域福祉保健の推進計画
  - 障…障害者・児計画
  - 保…保健医療計画
- ・ 他の分野別計画と重複掲載している事業については、事業番号の整合性を図るため、子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）と一部内容が変更されているものがあります。
- ・ 子ども・子育て支援法第60条に規定する国の定める基本指針（平成26年内閣府告示第159号）において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業（子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業）については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

大項目 1		子どもの健やかな成長の支援	
小項目	計画事業		
1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	1	妊娠・出産への支援 ★	
	2	母親学級・両親学級	保 1-7-6
	3	乳児家庭全戸訪問事業 ★	保 1-7-9
	4	産後ケア事業	保 1-7-7
	5	乳幼児家庭支援保健事業	保 1-7-15
	6	ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト	保 1-7-1
	7	男性不妊治療検査費助成事業	
	8	特定不妊治療費助成事業	
	9	特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業	
	10	平日準夜間小児初期救急診療事業	
2 子どもの健康増進	1	乳幼児健康診査	保 1-7-10
	2	発達健康診査	障 4-1-2
	3	乳幼児期の歯と口の健康づくり	保 1-5-1
	4	障害者・児歯科診療事業	保 1-5-6
	5	栄養指導講習会	
	6	食育サポーター	
	7	シックハウス対策の普及啓発	
	8	障害児スポーツ事業	
	9	屋外スポーツ施設での「まるごと子育て応援事業」	

小項目	計画事業		
3 子どもの発達に寄り添った支援	1	児童発達支援センターの運営	障 4-2-1
	2	児童発達支援	障 4-3-1
	3	放課後等デイサービス	障 4-3-15
	4	医療型児童発達支援	障 4-3-2
	5	居宅訪問型児童発達支援	障 4-3-3
	6	医療的ケア児支援体制の構築	障 4-2-3
	7	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	障 4-2-4
	8	文京総合福祉センターにおける医療的ケア児の受入れ	
	9	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	障 4-4-9
	10	専門家アウトリーチ型支援	障 4-2-6

大項目 2 より良い子育てを支える取組

小項目	計画事業		
1 保育所・幼稚園の充実	1	文京区版幼児教育・保育カリキュラム	
	2	区立保育園の運営	
	3	区立保育園障害児保育	
	4	区立保育園年未保育	
	5	認証保育所の運営補助	
	6	区立お茶の水女子大学こども園の運営	
	7	グループ保育室運営	
	8	私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策 ★	
	9	私立認可保育所等の質の向上	
	10	保育士等キャリアアップ事業	
	11	福祉サービス第三者評価制度の活用	
	12	区立幼稚園の認定こども園化 ★	
	13	区立幼稚園特別保育	
	14	区立幼稚園の預かり保育 ★	
	15	私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助	
	16	私立幼稚園運営事業補助	
	17	私立保育園運営補助	
	18	保育園延長保育 ★	
2 多様な保育ニーズへの対応	1	緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ★	
	2	一時保育（キッズルーム） ★	
	3	病児・病後児保育 ★	
	4	子育て訪問支援券事業	
	5	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ★	

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



小項目	計画事業		
2 多様な保育ニーズへの対応	6	障害者・児の短期入所（ショートステイ）	障1-1-8
	7	障害者・児の日中短期入所事業	障1-1-14
	8	障害者・児の短期保護	障1-1-16
	9	医療的ケア児在宅レスパイト事業	障4-2-8
	10	障害者・児の緊急一時介護委託費助成	障1-1-15
3 放課後の居場所づくり	1	育成室の整備及び運営 ★	
	2	育成室の障害児保育 ★	障4-3-13
	3	児童館の整備及び運営	
	4	放課後全児童向け事業	
	5	民間事業者誘致による都型学童クラブの整備 ★	
4 子育て情報の提供	1	情報誌「子育てガイド」の作成	
	2	子育て応援メールマガジンの配信	
	3	予防接種モバイルサービス「子育て応援ワクチンナビ」の運営	
	4	子育て施策PRイベントの開催	
	5	子育て世帯向けコールセンターの設置等	
5 経済的負担の軽減	1	入院助産	
	2	子どもインフルエンザワクチン任意予防接種費用助成制度	
	3	児童手当	
	4	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成	
	5	保育所等利用多子世帯負担軽減事業	
	6	認可外保育施設保育料助成	
	7	私立幼稚園等保護者負担軽減	
6 仕事と生活の調和に向けた取組	1	男女平等参画推進事業	
	2	労働者・事業主への広報・啓発活動	

### 大項目 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

小項目	計画事業		
1 多様な教育ニーズへの対応	1	確かな学力育成事業	
	2	いのちと心の教育の推進	
	3	生きる力実現・学校力パワーアップ事業	
	4	健康・体力増進事業	
	5	中学生職場体験	



小項目	計画事業	
2 教育環境等の整備	1	部活動への支援
	2	障害及び障害者・児に対する理解の促進 (理解促進研修・啓発事業) 障 5-2-1
	3	特別支援教育の充実 障 4-3-12
	4	バリアフリーパートナー事業
	5	日本語指導協力員派遣事業
	6	学校運営連絡協議会・コミュニティスクール
	7	学校施設等の計画的な改築・改修等
	8	教育情報ネットワーク環境整備
3 家庭と地域の教育力向上	1	学校支援地域本部事業
	2	家庭のふれあいの推進
	3	ブックスタート事業
	4	消費生活出前講座（子ども向け）
	5	消費生活研修会（幼児向け・子ども向け）
	6	子ども向け文化・学習事業の充実
	7	親子スポーツ教室
	8	小中学生スポーツ教室
	9	【文京 eco カレッジ】親子環境教室
	10	親子生きもの調査
	11	環境教育の推進
	12	家庭教育支援の推進
	13	P T A活動との連携強化、活動支援
	14	アカデミア講座等での保育室設置
4 青少年健全育成	1	文京区青少年育成プラン等の推進
	2	中高生の居場所の確保 (b-lab (文京区青少年プラザ))
	3	ボランティア・市民活動への支援
	4	青少年健全育成会への支援・連携
	5	青少年の社会参加推進事業補助

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



大項目 4 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり

小項目	計画事業	
1 児童虐待防止対策の充実	1	児童虐待防止ネットワークの充実 ★
	2	児童虐待防止対策事業 ★
	3	育児支援ヘルパー事業 ★
2 児童相談所設置に向けた取組	1	児童相談所の設置準備
	2	児童相談所の施設整備
3 組織横断的な相談体制の構築	1	児童を対象とした相談窓口の運営
	2	子ども家庭支援センター事業
	3	子ども養育専門法律相談事業
	4	障害児相談支援 障 4-2-7
	5	就学前相談体制の充実 障 4-3-8
	6	総合相談室の充実
	7	不登校への対応力強化
	8	ひきこもり等の自立支援 地 2-1-4
	9	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談援助活動
	10	保育園子育て相談
	11	幼稚園子育て相談
4 子どもの貧困対策	1	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援 地 2-2-1
	2	入学支度資金融資あっせん
	3	奨学資金給付金制度
	4	就学援助
	5	塾代等助成事業
	6	学校給食補助
	7	子ども宅食プロジェクト事業
	8	子育て支援事業利用者負担軽減補助
	9	福祉手当の支給 障 1-7-1
	10	特別児童扶養手当の支給
	11	児童育成手当（障害手当）の支給 障 1-7-2
	12	児童扶養手当の支給
	13	児童育成手当（育成手当）の支給
	14	ひとり親家庭等医療費助成
	15	母子・父子自立支援員
	16	母子家庭自立支援事業
	17	母子生活支援施設
	18	母子・女性緊急一時保護事業
	19	母子及び父子福祉資金

大項目 5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

小項目	計画事業	
1 地域との協働や地域活動の支援	1	文京区子育てサポーター認定制度
	2	ファミリー・サポート・センター事業 ★
	3	小地域福祉活動の推進 地 1-1-2
	4	ふれあいいきいきサロン事業
	5	医療機関等による子育て関連事業への協力
	6	大学の子育て関連事業への協力
2 子育て仲間作りの支援	1	保健サービスセンターの子育てグループ等支援
	2	区立保育園の子育てステーション
	3	地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★
	4	子育てひろば事業 ★
	5	子ども食堂等支援事業
	6	児童館の乳幼児プログラム
	7	児童館の幼児クラブ
	8	区立幼稚園施設開放

大項目 6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

小項目	計画事業	
1 防災に関する取組	1	防災教室の実施
	2	子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備
2 青少年のための地域環境の整備	1	非行防止・更生保護の推進
	2	環境浄化推進運動
3 安心して外出できる環境の整備	1	バリアフリーの道づくり 地 3-1-1
	2	コミュニティ道路整備
	3	公園再整備事業 地 3-1-5
	4	共同住宅等のバリアフリーの推進
	5	文京区バリアフリー基本構想の推進 地 3-1-2
	6	安全・安心なまちづくり
	7	安全・安心な公園づくり
	8	コミュニティバス運行
4 子どもの安全の確保	1	犯罪の被害防止対策の推進
	2	安全・安心な学校づくり
	3	交通安全教育の実施
5 良好な居住環境の確保	1	区立住宅の運営
	2	居住支援の推進 地 2-1-11
	3	市街地再開発における住宅供給

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部





第IV部  
高齢者・介護保険  
事業計画



## 第IV部 高齢者・介護保険事業計画

### 1 計画の目的

我が国では、平均寿命の延びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

国の統計によれば、令和5年(2023年)9月15日現在の推計で、全国の高齢者人口は前年比で約1万人減少し、昭和25年(1950年)以降初めての減少となる一方、高齢化率は29.1%と過去最高になっています。また、75歳以上(後期高齢者)人口が初めて2,000万人を超え、80歳以上人口は総人口に占める割合が初めて10%を超え、10人に1人が80歳以上となりました(総務省「統計トピックス」)。本区では、令和6年(2024年)1月1日現在、区民の約5人に1人(18.8%)が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれています。

このように、高齢者の増加が急速に進み、生産年齢人口が減少する中、医療サービスや介護サービスなどの持続可能な社会保障制度の維持が求められています。さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者やその家族の対応、介護と育児に同時に直面するダブルケア、18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け、家族のケアなどを行うヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対し、区の関係機関が連携して対応する体制整備も求められています。

平成27年(2015年)4月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行され、持続可能な介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)の構築が目的として掲げられました。また、令和3年(2021年)4月には、すべての人々が地域、暮らし、いきがいとともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、認知症に関する施策の総合的な推進などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。さらに、令和5年(2023年)6月には、認知症の方を含めた国民一人一人が、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、共生する社会の実現のため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、令和6年(2024年)1月に施行されました。

本区では、これらを踏まえ、「2040年問題」を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの取組をさらに推進するとともに、医療・介護の連携強化や認知症施策の充実など、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)を策定します。



## 2 主要項目及びその方向性

### 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ～地域包括ケアシステムの実現～

少子高齢化・人口減少がさらに進展する中、団塊ジュニア世代が高齢者に移行し、日本の高齢者人口がピークに達する、令和22年（2040年）に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

### (1) 地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民を始め各関係機関が、「支え手」、「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者を始めとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等の多様な主体による地域づくりの取組を効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の方を地域で支えるため、看取りまでを見据え、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

## (2) 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で適切な介護サービスを受けながら、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることが重要です。

そのため、看取りまでを意識した在宅医療の提供体制の確保、医療介護連携を推進するとともに、住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、居宅サービスの確保や、地域の支援拠点としての（看護）小規模多機能型居宅介護、増加が見込まれる認知症高齢者と家族等を支援する認知症高齢者グループホーム等のサービス基盤整備を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

## (3) 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進し、健康寿命の延伸につながる取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、フレイル予防・介護予防の取組を推進していきます。

また、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。



#### (4) いざというときのための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの普及を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、避難者への対応や備蓄物資の充実等、福祉避難所の環境整備を図っていきます。

さらに、介護サービスを提供する事業者が災害時や感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

### 3 計画の体系

**【凡例】**

- ・      は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ 社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業については、計画事業名の後に「★」を表示しています。
- ・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

地…地域福祉保健の推進計画

子…子育て支援計画

障…障害者・児計画

保…保健医療計画

大項目 1 地域でともに支え合うしくみの充実		計画事業
小項目		
1 高齢者等による支え合いのしくみの充実	1	ハートフルネットワーク事業の充実
	2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営
	3	地域ケア会議の運営
	4	小地域福祉活動の推進 ★ 地 1-1-2
	5	地域づくり事業 ★ 地 1-1-1
	6	参加支援事業 ★ 地 1-2-1
	7	民生委員・児童委員による相談援助活動 地 1-2-6
	8	話し合い員による訪問活動
	9	みまもり訪問事業 地 1-2-9
	10	高齢者見守り相談窓口事業
	11	高齢者見守りあんしんIoT事業
	12	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援
	13	社会参加の促進事業
	14	シルバー人材センターの活動支援
	15	シルバーお助け隊事業への支援
	16	いきいきサポート事業の推進 地 1-2-5
	17	ボランティア活動への支援 地 1-2-2
	18	地域活動情報サイト 地 1-2-4
2 医療・介護の連携の推進	1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営 保 2-1-1
	2	在宅医療・介護連携推進事業
	3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

第I部  
 第II部  
 第III部  
 第IV部  
 第V部  
 第VI部  
 第VII部



小項目	計画事業	
3 認知症施策の推進	1	認知症に関する講演会
	2	認知症サポーター養成講座
	3	認知症ケアパスの普及啓発
	4	認知症地域支援推進員の設置
	5	認知症支援コーディネーターの設置
	6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
	7	認知症相談
	8	認知症初期集中支援推進事業
	9	認知症検診事業
	10	認知症ともにパートナー事業
	11	認知症ともにフォローアッププログラム
	12	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
	13	認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング
	14	認知症の症状による行方不明者対策の充実
	15	若年性認知症への取組
	16	生活環境維持事業
		17
4 家族介護者への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発 子 2-6-2
	2	認知症サポーター養成講座【再掲】
	3	認知症初期集中支援推進事業【再掲】
	4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲】
	5	高齢者あんしん相談センターの機能強化【再掲】 ★
	6	緊急ショートステイ
5 相談体制・情報提供の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化 ★
	2	老人福祉法に基づく相談・措置
	3	包括的相談支援事業 ★ 地 2-1-1
	4	多機関協働事業 ★ 地 2-1-2
	5	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★ 地 2-1-3
	6	介護保険相談体制の充実
	7	高齢者向けサービスの情報提供の充実
	8	文京ユアストーリー 地 2-1-17
	9	文京区版ひきこもり総合対策 地 2-1-4
	10	ヤングケアラー支援推進事業 地 2-1-5
6 高齢者の権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進 地 2-3-1
	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 地 2-3-2
	3	成年後見制度利用支援事業 地 2-3-4
	4	法人後見の受任 地 2-3-5

小項目	計画事業	
6 高齢者の権利擁護の推進	5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進 地 2-3-6
	6	高齢者虐待防止への取組強化
	7	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

大項目 2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

小項目	計画事業	
1 介護サービスの充実	1	居宅サービス
	2	施設サービス
	3	地域密着型サービス
	4	事業者への運営指導・集団指導
	5	介護サービス情報の提供
	6	公平・公正な要介護認定
	7	主任ケアマネジャーの支援・連携
	8	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
	9	生活保護受給高齢者支援事業
2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業
	2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業
	3	院内介助サービス
	4	高齢者訪問理美容サービス
	5	高齢者紙おむつ支給等事業
	6	ごみの訪問収集
	7	歯と口腔の健康
3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営
	2	ケアマネジャーへの支援
	3	ケアプラン点検の実施
	4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進 地 2-3-3
4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
	2	介護施設ワークサポート事業
5 住まい等の確保と生活環境の整備	1	居住支援の推進 地 2-1-11
	2	高齢者住宅設備等改造事業
	3	住宅改修支援事業
	4	高齢者等住宅修築資金助成事業 障 5-1-8
	5	高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備
	6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
	7	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備【再掲】
	8	公園再整備事業 地 3-1-5

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部



小項目	計画事業		
5 住まい等の確保と生活環境の整備	9	文京区バリアフリー基本構想の推進	地 3-1-2
	10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	地 3-1-3
	11	バリアフリーの道づくり	地 3-1-1

### 大項目 3 健康で豊かな暮らしの実現

小項目	計画事業		
1 健康づくりの推進	1	一般健康相談（クリニック）	保 1-8-1
	2	健康診査・保健指導	保 1-8-2
	3	高齢者向けスポーツ教室	
	4	高齢者いきいき入浴事業	
	5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援	
2 フレイル予防・介護予防の推進	1	短期集中予防サービス	
	2	介護予防把握事業	
	3	介護予防普及啓発事業	
	4	介護予防ボランティア指導者等養成事業	
	5	文の京フレイル予防プロジェクト	
	6	地域リハビリテーション活動支援事業	
3 日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス	
	2	介護予防ケアマネジメントの実施	
	3	生活支援体制整備事業 ★	
	4	地域介護予防支援事業（通いの場） ★	
4 生涯学習と地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業	
	2	文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）	
	3	生涯にわたる学習機会の提供	
	4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援	
	5	いきがづくり世代間交流事業	
	6	いきがづくり文化教養事業	
	7	いきがづくり敬老事業	
	8	地域の支え合い体制づくり推進事業	地 1-1-9
	9	福祉センター事業	
	10	長寿お祝い事業	
	11	シルバーセンター等活動場所の提供	

## 大項目 4 いざというときのための体制づくり

小項目	計画事業	
1 避難行動要支援者等への支援	1	避難行動要支援者への支援 地 3-4-2
	2	災害ボランティア体制の整備 地 3-4-3
	3	高齢者緊急連絡カードの整備
	4	救急通報システム
	5	福祉避難所の拡充 地 3-4-4
	6	被災者支援の仕組みづくり 地 3-4-5
2 災害に備える住環境対策の推進	1	耐震改修促進事業 地 3-4-6
	2	家具転倒防止器具設置助成 地 3-4-7
3 災害等に備える介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部





第V部

障害者・児計画



## 第V部 障害者・児計画

### 1 計画の目的

我が国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的として定めています。

これらを受け、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要です。

障害者権利条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「東京都障害者差別解消条例」という。）で掲げられている障害者に対する合理的配慮<sup>13</sup>については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組を進めていくこととしています。

また、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。さらに、こども基本法の施行により、全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが明確化されました。障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等の提供、各種分野との必要に応じた連携体制の構築が求められています。

こうした状況に着実に対応していくとともに、本区の基本構想を貫く理念である「だれもがいきいきと暮らせるまち」を実現するために、本区は、令和6年度から

13 合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。



令和8年度までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組を一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる地域社会の実現を目指していきます。

## 2 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目についてそれぞれ方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

### (1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのために、障害者の声に耳を傾け、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを捉えて、グループホームや通所施設等の整備を進めるなど地域での生活の場を確保するとともに、障害の特性や状況に応じたサービスを的確に提供し、地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域生活支援拠点を運営し、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます。

### (2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害者とその家族が障害福祉サービス等の必要な情報を適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害の特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。



また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

### (3) 安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要です。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）が定める雇用率（法定雇用率）の引上げ等により、企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、就業先である企業への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

そのため、障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組を推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

### (4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育などの子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。



また、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、障害のある子どもの家庭の支援をより一層図るため、仕事と子育ての両立のための施策にも取り組んでいくとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練や社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

## (5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めたすべての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の趣旨も踏まえて進め、障害者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害の特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害の特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や緊急事態における支援体制を充実させていきます。

### 3 計画の体系

#### 【凡例】

- ・   は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
  - 地…地域福祉保健の推進計画
  - 子…子育て支援計画
  - 高…高齢者・介護保険事業計画
  - 保…保健医療計画
- ・ 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6年度～8年度）において、年度ごとの利用者数、量等の見込みを定める事項に関連する事業については、計画事業名の後に「◆」を表示しています。
- ・ 社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

#### 大項目 1 自立に向けた地域生活支援の充実

小項目	計画事業
1 個に応じた日常生活への支援	1 居宅介護（ホームヘルプ） ◆
	2 重度訪問介護 ◆
	3 同行援護 ◆
	4 行動援護 ◆
	5 重度障害者等包括支援 ◆
	6 生活介護 ◆
	7 療養介護 ◆
	8 短期入所（ショートステイ） ◆
	9 補装具費の支給
	10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆
	11 手話通訳者設置事業 ◆
	12 日常生活用具給付 ◆
	13 移動支援 ◆
	14 日中短期入所事業 ◆
	15 緊急一時介護委託費助成
	16 心身障害者（児）短期保護事業
	17 福祉タクシー
	18 地域生活安定化支援事業
	19 日中活動系サービス施設の整備
	20 地域生活支援拠点の運営 ◆
	21 共生型サービス
	22 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部



小項目	計画事業	
2 事業者への支援・指導	1	福祉サービス第三者評価制度の利用促進 地 2-3-3
	2	障害福祉サービス等の質の向上 ◆
	3	障害者施設職員等の育成・確保
	4	障害福祉サービス等事業者との連携
3 生活の場の確保	1	グループホームの拡充
	2	共同生活援助（グループホーム） ◆
	3	施設入所支援 ◆
	4	自立生活援助 ◆
	5	居住支援の推進 地 2-1-11
4 地域生活への移行及び地域定着支援	1	福祉施設入所者の地域生活への移行 ◆
	2	入院中の精神障害者の地域生活への移行
	3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◆
	4	精神障害者の地域定着支援体制の強化
	5	地域移行支援 ◆
	6	地域定着支援 ◆
	7	退院後支援事業
5 生活訓練の機会の確保	1	精神障害回復途上者デイケア事業
	2	地域活動支援センター事業 ◆★
	3	自立訓練（機能訓練・生活訓練） ◆
	4	木よう体操教室（旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室）
6 保健・医療サービスの充実	1	自立支援医療
	2	難病医療費助成
	3	障害者歯科診療事業 保 1-5-6
	4	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業 保 1-5-7
	5	精神保健・難病相談
7 経済的支援	1	福祉手当の支給
	2	児童育成手当(障害手当)の支給
	3	利用者負担の軽減

## 大項目 2 相談支援の充実と権利擁護の推進

小項目	計画事業	
1 相談支援体制の整備と充実	1	総合的な相談支援体制の構築
	2	計画相談支援 ◆
	3	地域移行支援 ◆【再掲】
	4	地域定着支援 ◆【再掲】
	5	相談支援事業 ◆
	6	地域自立支援協議会の運営 ◆

小項目	計画事業	
1 相談支援体制の整備と充実	7	障害者基幹相談支援センターの運営 ◆★
	8	身体障害者相談員・知的障害者相談員
	9	障害福祉サービス等の情報提供の充実
	10	地域安心生活支援事業
	11	意思決定支援の在り方の検討
	12	小地域福祉活動の推進 ★ 地1-1-2
	13	民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲】
	14	地域生活支援拠点の運営 ◆【再掲】
	15	文京区版ひきこもり総合対策 地2-1-4
	16	包括的相談支援事業 ★ 地2-1-1
	17	多機関協働事業 ★ 地2-1-2
2 権利擁護・成年後見等の充実	18	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★ 地2-1-3
	19	ヤングケアラー支援推進事業 地2-1-5
	1	福祉サービス利用援助事業の促進 地2-3-1
	2	法人後見の受任 地2-3-5
	3	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進 地2-3-6
	4	成年後見制度利用支援事業 地2-3-4
	5	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 地2-3-2
	6	障害者・児童虐待防止対策支援事業
7	障害者差別解消支援地域協議会の運営	

大項目 3 安心して働き続けられる就労支援

小項目	計画事業	
1 就労支援体制の確立	1	障害者就労支援の充実
	2	就労支援ネットワークの構築・充実
	3	就労促進助成事業
	4	重度障害者等就労支援事業
2 職場定着支援の推進	1	就業先企業への支援
	2	安定した就業継続への支援
	3	就労者への余暇支援
	4	就労定着支援 ◆【再掲】
3 福祉施設等での就労支援	1	福祉施設から一般就労への移行 ◆
	2	就労選択支援 ◆
	3	就労移行支援 ◆
	4	就労継続支援（A型・B型） ◆
	5	就労定着支援 ◆
	6	福祉的就労の充実

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部



小項目	計画事業	
3 福祉施設等での就労支援	7	障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進
	8	日中活動系サービス施設の整備【再掲】
4 就労機会の拡大	1	区の業務における就労機会の拡大
	2	障害者雇用の普及・啓発
	3	地域雇用開拓の促進

## 大項目 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

小項目	計画事業	
1 障害のある子どもの健やかな成長	1	乳幼児健康診査 <span style="float: right;">保1-7-10</span>
	2	発達健康診査
	3	総合相談室の充実
	4	発達に関する情報の普及啓発
	5	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【再掲】
2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化	1	児童発達支援センターの運営
	2	多様な機関の連携による切れ目のない支援
	3	医療的ケア児支援体制の構築 ◆
	4	医療的ケア児支援コーディネーターの配置 ◆
	5	個別の教育支援計画の作成
	6	専門家アウトリーチ型支援
	7	障害児相談支援 ◆
	8	医療的ケア児在宅レスパイト事業
	9	障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討 ◆
3 子どもの成長段階に応じた適切な支援	1	児童発達支援 ◆
	2	医療型児童発達支援 ◆
	3	居宅訪問型児童発達支援 ◆
	4	保育所等訪問支援 ◆
	5	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲】
	6	保育園要配慮児保育
	7	幼稚園特別保育
	8	就学前相談体制の充実
	9	総合相談室の充実【再掲】
	10	専門家アウトリーチ型支援【再掲】
	11	障害児通所支援事業所の整備
	12	特別支援教育の充実
	13	育成室の障害児保育
	14	個に応じた指導の充実



小項目	計画事業	
3 子どもの成長段階に応じた適切な支援	15	放課後等デイサービス ◆
4 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり	1	保育園要配慮児保育【再掲】
	2	幼稚園特別保育【再掲】
	3	育成室の障害児保育【再掲】
	4	ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）
	5	子育てひろば事業 ★ 子5-2-4
	6	地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★ 子5-2-3
	7	児童館
	8	b-lab（文京区青少年プラザ）
	9	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

大項目 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

小項目	計画事業	
1 まちのバリアフリーの推進	1	文京区バリアフリー基本構想の推進 地3-1-2
	2	バリアフリーの道づくり 地3-1-1
	3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 地3-1-3
	4	総合的自転車対策の推進 地3-1-4
	5	公園再整備事業 地3-1-5
	6	コミュニティバス運行 地3-1-6
	7	ごみの訪問収集 高2-2-6
	8	高齢者等住宅修築資金助成事業
2 心のバリアフリーの推進	1	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業） ◆
	2	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
	3	障害者事業を通じた地域参加
	4	障害者差別解消に向けた取組の推進
3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
	2	情報バリアフリーの推進
	3	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供
4 防災・安全対策の充実	1	ヘルプカードの普及・啓発
	2	避難行動要支援者への支援 地3-4-2
	3	福祉避難所の拡充 地3-4-4
	4	避難所運営協議会の運営支援 地3-4-1
	5	災害ボランティア体制の整備 地3-4-3
	6	耐震改修促進事業 地3-4-6

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部



小項目	計画事業	
4 防災・安全対策の充実	7	家具転倒防止器具設置助成 地 3-4-7
	8	救急代理通報システムの設置
	9	被災者支援の仕組みづくり 地 3-4-5
5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	1	障害者事業を通じた地域参加【再掲】
	2	地域に開かれた施設運営
	3	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲】
	4	心身障害者・児レクリエーション
	5	障害者スポーツ等の推進
	6	文化芸術作品等の発表機会の確保
6 地域福祉の担い手への支援	1	ボランティア活動への支援 地 1-2-2
	2	手話奉仕員養成研修事業 ◆
	3	地域の支え合い体制づくり推進事業 地 1-1-9
	4	ファミリー・サポート・センター事業 子 5-1-2
	5	民生委員・児童委員による相談援助活動 地 1-2-6
	6	話し合い員による訪問活動 高 1-1-8
	7	自発的活動支援事業 ◆
	8	地域活動情報サイト 地 1-2-4
	9	いきいきサポート事業の推進 地 1-2-5
	10	参加支援事業 ★ 地 1-2-1
	11	地域づくり事業 ★ 地 1-1-1

A decorative graphic consisting of several overlapping circles. One circle is solid dark green, another is solid light green, and a third is light green with diagonal hatching. A fourth circle with a yellow dot pattern overlaps the bottom of the dark green circle. The text is overlaid on these circles.

第VI部

保健医療計画



## 第VI部 保健医療計画

### 1 計画の目的

健康をめぐる社会環境をみると、我が国においては、世界有数の長寿国であり、文京区(以下「本区」という。)の高齢化率は今後も上昇することが見込まれており、高齢者が自分らしくいきいきと生活し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援として、在宅療養体制の構築や認知症の対策が重要となります。

また、疾病全体に占める悪性新生物(がん)、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を抱える人が20世紀後半から増加しています。本区の区民の主要死因も生活習慣に起因する疾患が半数以上となっています。このため今後、さらに高齢化が進み、生活習慣病患者の増加により、医療や介護にかかる負担が年々増加していくことが予測されており、国の「健康日本21」において、平均寿命だけでなく、健康で自立した生活を送ることができる健康寿命の延伸が求められています。

一方で、世帯の小規模化、核家族化に伴い、子育てに戸惑いや不安を感じる保護者は少なくない状況です。このような中、妊娠から出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりが引き続き重要となります。

さらに、感染症や食中毒の予防など、日々の生活を送る上での安全・安心の確保を図ることも重要です。

このような課題に的確に対応するため、「健康づくりの推進」、「地域医療の連携と療養支援」、「健康安全の確保」を柱とした保健医療施策全般にわたる総合的な計画として「保健医療計画」を策定します。



## 2 主要項目及びその方向性

高齢化の急速な進展、高齢化率のさらなる上昇や、がん、糖尿病などの生活習慣病患者の増加等、保健・医療を取り巻く様々な状況の変化に応じるとともに、新興感染症や再興感染症<sup>14</sup>、次なるパンデミックに備え、健康危機にも適切に対応し、区民のだれもが心身ともに健康的に安心して暮らせる地域社会を目指していくため、以下の3つの主要項目に沿って施策を進めていきます。

### (1) 健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、全ての区民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組み、健やかに心豊かに生活できるよう、ライフステージやライフコースに応じた区民一人ひとりのこころと身体を健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等、健康診査・保健指導の推進、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康、がん等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。

適切な睡眠の意義や取り方に対する普及啓発活動や、こころと身体を健康を保つために必要な知識等への理解を深めていくとともに、精神的な不調については、医療機関等専門機関の受診を勧めるなど、必要な支援につなげられる体制を整えます。

女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、こころと身体にも様々な変化が生じるため、世代により注意すべき症状や病気が異なることから、ライフステージの特徴を捉えた健康づくりのポイントを周知・啓発を行います。

生涯にわたり健康で豊かな生活を送るには、歯と口腔の健康の維持・向上が必要であり、歯科健診の受診勧奨や、健康維持のためのさらなる周知・啓発を行います。

主要死因のうち3割近くを占める、がんに対する正しい知識の普及啓発や、国の指針に基づく、死亡率減少について科学的根拠のある効果的な検診の実施と検診の受診率向上を図ります。

また、がん患者やその家族等への支援を拡充します。

妊娠・出産・子育て期では、切れ目ない支援のさらなる充実と、各機関との連携体制の強化を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。また、女性特有の健康問題に対して、包括的に健康づくりを支援します。

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、健康の維持・増進及び健康づくりの支援と、フレイル予防のための活動を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

食育については、区民が食を楽しみながら心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、個々に適した自分らしい食生活について普及啓発を行います。

14 新興感染症・再興感染症 新興感染症とは、これまで知られていなかった新しい感染症（新型インフルエンザ、エボラ出血熱等）をいい、再興感染症とは、既に克服したと考えられていたにもかかわらず、再び猛威を振るい始めた感染症（結核・デング熱等）をいう。

## (2) 地域医療の連携と療養支援

医療と介護を必要とする区民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、在宅療養の体制の構築を進めていきます。また、東京都や医療関係団体などと連携し、医療法において定められた「地域医療構想<sup>15</sup>」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせるまちの実現を推進します。

大規模災害の発生に備え、区内医療関係団体等と連携し、医療救護所で医療救護活動を行う医師等の名簿を更新するとともに、医師等を対象としたトリアージ研修の実施、災害用医療資器材・医療品の備蓄管理、防災訓練への参加、関係団体間における情報共有手法の確立等を着実に実施することで、災害時の医療救護体制の充実を図ります。

また、在宅人工呼吸器使用者の現状に合わせた災害時個別支援計画の作成を継続するため、関係機関の連携を強化し、支援体制を整えます。

精神保健医療対策は、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育に関する施策の取組を充実していきます。また、精神疾患は自殺との関連が深いことから、ゲートキーパーの養成など自殺対策と連動した支援体制の整備を推進します。

難病や呼吸器疾患、アレルギー疾患の患者は長期で療養が必要なケースが多いため、患者のニーズに合わせた療養支援体制の充実を図ります。

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部

15 地域医療構想 2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。



### (3) 健康安全の確保

諸外国との人流・物流の増加、人獣共通感染症や薬剤耐性菌の増加等を背景に、今後もますます発生リスクが高まる可能性のある新興感染症や再興感染症及び食中毒などの健康危機から区民の健康を守るための迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都及び医療機関等と連携して構築します。

また、感染症予防計画等に基づき、健康危機発生時の全庁的な支援体制の構築や訓練等の実施などにより、有事への備えを強化します。

感染症対策については、適時的確な方法による発生予防のための啓発を推進するとともに、ICTの効果的な活用により、発生時の迅速な対応及びまん延防止に努めます。特に、予防接種は防ぐことができる病気を予防し、命と健康を守っていくために非常に重要な手段であることから、各種定期予防接種の接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めます。

また、区民が日常利用する診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物<sup>16</sup>など、区民の健康に影響を与える事業者の法令遵守や自主的衛生管理が適切に実施できるよう情報提供・支援や監視・指導に努めます。

あわせて、区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとともに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行います。

さらに、動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。

---

16 特定建築物 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物で、興行場、店舗、事務所、学校等、多数の人が利用する相当程度の規模を有するものをいう。

### 3 計画の体系

#### 【凡例】

- ・      は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

高…高齢者・介護保険事業計画

障…障害者・児計画

#### 大項目 1 健康づくりの推進

小項目	計画事業
1 健康的な生活習慣の確立	1 健康づくりの普及啓発事業
	2 主体的な健康づくり事業
	3 健康診査・保健指導
	4 糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）
	5 糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）
	6 健康センター事業
	7 一般健康相談（クリニック）
	8 受動喫煙等による健康被害の防止
	9 ヘルスリテラシーの向上
2 健康的な栄養・食生活の推進	1 妊産婦の栄養・食生活支援
	2 乳幼児の栄養・食生活支援
	3 生活習慣病予防における栄養・食生活支援
3 こころの健康づくりの推進	1 広報・啓発活動
	2 精神保健講演会（睡眠・休養）
	3 精神保健相談
4 女性の健康づくりの推進	1 骨粗しょう症健康診査
	2 ヘルスリテラシーの向上【再掲】
	3 広報・啓発活動【再掲】
	4 広報・講演会等開催【再掲】
	5 各種がん検診【再掲】
5 歯と口腔の健康づくりの推進	1 乳幼児期の歯と口腔の健康づくり
	2 保育園、幼稚園及び学校での歯科保健対策
	3 歯周疾患検診
	4 妊娠期の歯と口腔の健康づくり
	5 高齢者の口腔機能向上教室
	6 障害者歯科診療事業

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部



小項目	計画事業		
5 歯と口腔の健康づくりの推進	7	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業	
	8	歯科保健教育	
6 がん対策の推進	1	広報・講演会等開催	
	2	区立小・中学校「がん教育」	
	3	各種がん検診	
	4	がん検診要精密検査勧奨及び結果把握	
	5	医療相談【再掲】	
	6	がん患者支援	
7 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	1	ぶんきょうハッピーベビー応援事業	
	2	不妊治療に係る支援	
	3	妊婦全数面接（ネウボラ面接）	
	4	妊婦健康診査	
	5	母子・家庭の健康、子育て相談（ネウボラ相談）	
	6	母親学級・両親学級	
	7	産前産後ケア事業	
	8	宿泊型ショートステイ	
	9	乳児家庭全戸訪問事業	
	10	乳幼児健康診査	
	11	発達健康診査	
	12	アレルギー相談	
	13	バースデーサポート事業	
	14	多胎児家庭支援事業	
	15	乳幼児家庭支援保健事業	
8 高齢者の健康づくり	1	一般健康相談（クリニック）【再掲】	
	2	健康診査・保健指導【再掲】	
	3	後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）	
	4	後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）	
	5	高齢者向けスポーツ教室	高3-1-3
	6	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援	高3-1-5
	7	短期集中予防サービス	高3-2-1
	8	介護予防把握事業	高3-2-2
	9	介護予防普及啓発事業	高3-2-3
	10	介護予防ボランティア指導者等養成事業	高3-2-4
	11	文の京フレイル予防プロジェクト	高3-2-5
9 食育の推進（文京区食育推進計画）	1	食育普及	

## 大項目 2 地域医療の連携と療養支援

小項目	計画事業		
1 地域医療連携の推進	1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営	
	2	在宅医療・介護連携推進事業	高 1-2-2
	3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着	高 1-2-3
	4	休日医療の確保	
	5	認知症相談	高 1-3-7
	6	認知症ケアパスの普及啓発	高 1-3-3
	7	認知症サポート医・かかりつけ医との連携	高 1-3-6
	8	認知症初期集中支援推進事業	高 1-3-8
2 災害時医療の確保	1	災害用医療資材・医薬品の更新	
	2	医師等の区防災訓練への参加	
	3	医師等対象の区トリアージ研修の実施	
	4	災害医療運営連絡会の開催	
	5	在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援	
	6	災害時個別支援計画関係者連絡会の実施	
3 精神保健医療対策	1	計画相談支援	障 2-1-2
	2	地域安心生活支援事業	障 2-1-10
	3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障 1-4-3
	4	精神障害者の地域定着支援体制の強化	障 1-4-4
	5	地域生活安定化支援事業	障 1-1-18
	6	地域移行支援	障 1-4-5
	7	地域定着支援	障 1-4-6
	8	退院後支援事業	障 1-4-7
	9	グループホームの拡充	障 1-3-1
	10	自立支援医療	障 1-6-1
	11	福祉手当の支給	障 1-7-1
	12	精神障害回復途上者デイケア事業	障 1-5-1
	13	自殺対策推進に係る連携会議の開催	
	14	ゲートキーパー養成研修の実施	
	15	自殺対策の普及啓発事業の充実	
4 在宅療養患者等の支援	1	難病患者等への療養支援	
	2	木よう体操教室 (旧難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室)	障 1-5-4
	3	医療的ケア児支援体制の構築	障 4-2-3
	4	医療的ケア児支援コーディネーターの配置	障 4-2-4
	5	医療的ケア児在宅レスパイト事業	障 4-2-8
	6	公害認定患者等への療養支援	

第I部

第II部

第III部

第IV部

第V部

第VI部

第VII部



小項目	計画事業	
4 在宅療養患者等の支援	7	アレルギー疾患患者等への療養支援
	8	アレルギー相談【再掲】

### 大項目 3 健康安全の確保

小項目	計画事業	
1 健康危機管理体制の強化	1	健康危機管理体制の強化
	2	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議
	3	感染症有事対応研修・訓練
2 感染症対策	1	感染症積極的疫学調査
	2	I C Tを活用した感染症対応
	3	結核患者医療費公費負担
	4	結核患者定期病状調査
	5	結核患者服薬支援
	6	H I V・性感染症予防普及啓発イベントの実施
	7	H I V抗体検査
	8	定期予防接種の勧奨
	9	任意予防接種の費用助成
3 医療安全の推進と医務薬事	1	医療相談
	2	医療施設への立入検査
	3	薬局等薬事衛生関係施設への監視指導
	4	医薬品・家庭用品の検体検査
	5	薬局及び医薬品販売業者対象の薬事講習会
4 食品衛生の推進	1	食品衛生監視指導
	2	食の安全を確保するための情報共有事業
	3	H A C C Pに沿った衛生管理の支援
5 環境衛生の推進	1	環境衛生講習会
	2	営業施設の一斉監視指導
	3	特定建築物の立入検査
6 動物衛生の推進	1	狂犬病予防事業
	2	動物の適正飼養の普及・啓発事業
	3	飼い主のいない猫対策事業

A decorative graphic consisting of three overlapping circles. The largest circle is light gray and contains the text '資料編'. A smaller, dark gray circle overlaps its left side and contains the text '第Ⅶ部'. A third circle overlaps the top-right of the largest circle, filled with diagonal hatching. A fourth circle overlaps the bottom-left of the dark gray circle, filled with a white dot pattern.

第Ⅶ部

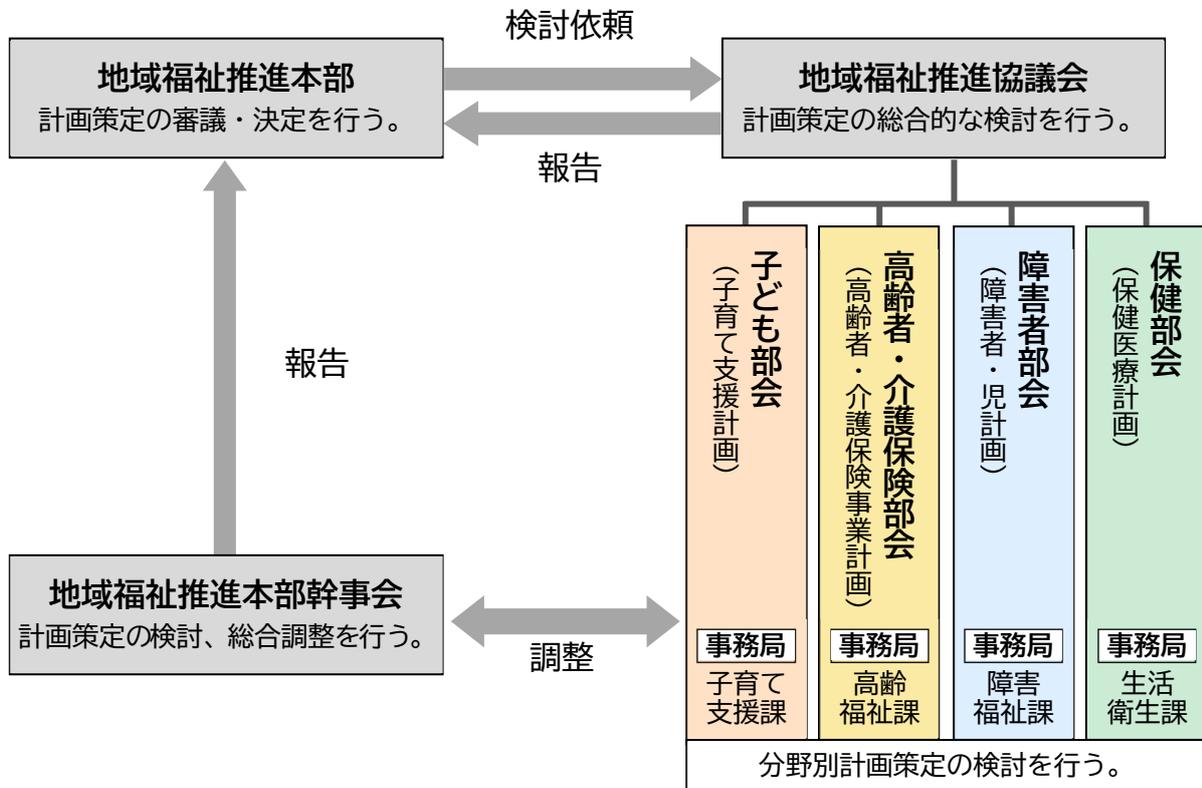
資料編



# 1 検討体制

本計画の検討は、学識経験者、区内関係団体等の構成員及び公募区民により構成される地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）において総合的な検討を行うとともに、協議会の下に設置した4つの分野別検討部会において、各分野別計画の検討を行いました。

また、庁内組織である地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）において、計画策定の審議・決定を行うとともに、推進本部の下に設置した地域福祉推進本部幹事会において、必要な検討、調整を行いました。



第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



## (1) 文京区地域福祉推進協議会

### 1 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号  
 最終改正 令和5年11月1日2023文福福第547号

#### (設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

#### (組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

#### (任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めたときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



(公募委員の特例)

- 2 平成 22 年度から平成 23 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民であるもののうち 4 名以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 3 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 1 人については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第 606 号)第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。



4 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
（公募委員の特例）
- 2 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則  
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（公募委員の特例）
- 2 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文紹介第 1114 号）第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則  
この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文紹介第 1114 号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文紹介第 1114 号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

2 文京区地域福祉推進協議会 委員名簿

令和4年4月～令和6年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	一般社団法人高齢者住宅協会顧問	
2	副会長	遠藤 利彦	東京大学大学院教授	
3		平岡 公一	東京通信大学教授	
4		高山 直樹	東洋大学教授	
5		神馬 征峰	東京大学名誉教授	
6	団体推薦	弓 幸史	小石川医師会	
7		山道 博	文京区医師会	5年度第1回まで
8		細部 高英	文京区医師会	5年度第2回から
9		佐藤 文彦	小石川歯科医師会	4年度第1回まで
10		土居 浩	小石川歯科医師会	4年度第2回から
11		三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
12		岩楯 新司	文京区薬剤師会	4年度第1回まで
13		新井 悟	文京区薬剤師会	4年度第2回から
14		諸留 和夫	文京区町会連合会	
15		坂田 賢司	文京区社会福祉協議会	4年度第3回まで
16		石樵さゆり	文京区社会福祉協議会	5年度第1回から
17		柴崎 清恵	文京区民生委員・児童委員協議会	
18		木村 始	文京区高齢者クラブ連合会	
19		大橋 久	文京区青少年健全育成会	
20		大内 悦子	文京区女性団体連絡会	4年度第2回まで
21		堀口 法子	文京区女性団体連絡会	4年度第3回から
22		佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	
23		高山 礼子	文京区話し合い員連絡協議会	4年度第3回まで
24		片岡 哲子	文京区話し合い員連絡協議会	5年度第1回から
25		宮長 定男	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
26		中嶋 春子	文京区民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）	
27		佐々木妙子	文京区私立保育園（慈愛会保育園）	
28		山口 恵子	文京区知的障害者（児）の明日を創る会	

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



番号	役職	氏名	団体名等	備考
29	団体推薦	白土 正介	味わいクラブ	
30		平井 芙美	アビーム	
31	公募区民	鳩山多加子	(子ども・子育て会議)	
32		水谷 彰宏	(子ども・子育て会議)	
33		小倉 保志	(地域包括ケア推進委員会)	
34		鈴木 悦子	(地域包括ケア推進委員会)	
35		西村 久子	(地域保健推進協議会)	5年度第1回まで
36		小山 忍	(地域保健推進協議会)	5年度第1回まで
37		松川えりか	(地域保健推進協議会)	5年度第2回から
38		植村 元喜	(地域保健推進協議会)	5年度第2回から
39		武長 信亮		
40		篠木 一拓		
41		川上 智子		

3 文京区地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会 部会員名簿

令和4年4月～令和6年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	平岡 公一	東京通信大学教授	
2	副部会長	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
3	部会員	弓 幸史	小石川医師会	
4		石川みずえ	文京区医師会	
5		星野 高之	小石川歯科医師会	4年度第1回まで
6		今井 瑠璃	小石川歯科医師会	4年度第2回から
7		藤田 良治	文京区歯科医師会	4年度第5回まで
8		萩野 礼子	文京区歯科医師会	5年度第1回から
9		野口 雄司	文京区薬剤師会	4年度第1回まで
10		新井 悟	文京区薬剤師会	4年度第2回から
11		森田妙恵子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
12		宮長 定男	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
13		木村 始	文京区高齢者クラブ連合会	
14		高山 礼子	文京区話し合い員連絡協議会	4年度第5回まで
15		片岡 哲子	文京区話し合い員連絡協議会	5年度第1回から
16		諸留 和夫	文京区町会連合会	
17		安田 剛一	文京区民生委員・児童委員協議会	
18		坂田 賢司	文京区社会福祉協議会	4年度第5回まで
19		石樵さゆり	文京区社会福祉協議会	5年度第1回から
20		古関 伸一	東京商工会議所文京支部	
21		鈴木 悦子	公募区民	
22		中西喜久子	公募区民	
23		小倉 保志	公募区民	
24		太田 道之	公募区民	
25		岩波 康人	公募区民	

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



4 文京区地域福祉推進協議会障害者部会 部会員名簿

令和4年4月～令和6年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	高山 直樹	東洋大学教授	
2	部会員	三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
3		柴崎 清恵	文京区民生委員・児童委員協議会	
4		山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
5		平井 芙美	アビーム	
6		武長 信亮	公募区民	
7		篠木 一拓	公募区民	
8		川上 智子	公募区民	
9		住友 孝子	文京区肢体不自由児・者父母の会	
10		大井手昭次郎	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
11		浅水美代子	文京区家族会	
12		松下 功一	社会福祉法人 文京槐の会	
13		渡部 睦	社会福祉法人 武蔵野会	
14		瀬川 聖美	社会福祉法人 本郷の森	
15		向井 崇	公益財団法人 東京カリタスの家	
16		藤枝 洋介	文京区障害者就労支援センター	
17		鈴木 亮三	文京区特別支援学級連絡協議会	4年度第3回まで
18		竹石 福代	文京区特別支援学級連絡協議会	5年度第1回から

5 文京区地域福祉推進協議会保健部会 部会員名簿

令和4年4月～令和6年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	神馬 征峰	東京大学名誉教授	
2	部会員	内海 裕美	小石川医師会	
3		山道 博	文京区医師会	5年度第1回まで
4		細部 高英	文京区医師会	5年度第2回から
5		佐藤 文彦	小石川歯科医師会	4年度第1回まで
6		土居 浩	小石川歯科医師会	4年度第2回から
7		三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
8		岩楯 新司	文京区薬剤師会	4年度第1回まで
9		新井 悟	文京区薬剤師会	4年度第2回から
10		橋本 初江	一般社団法人東京都助産師会文京助産師会	
11		柴藤 徳洋	文京獣医師会	
12		神澤 輝実	東京都立駒込病院	4年度第3回まで
13		戸井 雅和	東京都立駒込病院	5年度第1回から
14		藤原 智子	民生委員・児童委員協議会	5年度第1回まで
15		安田 剛一	民生委員・児童委員協議会	5年度第2回から
16		坂庭富士雄	文京区環境衛生協会	5年度第1回まで
17		太田 良明	文京区環境衛生協会	5年度第2回から
18		渡辺 泰男	文京食品衛生協会	
19		諸留 和夫	文京区町会連合会	
20		大内 悦子	文京区女性団体連絡会	4年度第2回まで
21		増田みゆき	文京区女性団体連絡会	4年度第3回から 5年度第1回まで
22		細谷はるか	文京区女性団体連絡会	5年度第2回から
23		黒住麻理子	文京区地域活動栄養士会	
24		松尾 裕子	エナジーハウス	
25		白土 正介	味わいクラブ	
26		黒島 寛二	本郷消防署	5年度第1回まで
27		出口 雅一	小石川消防署	5年度第2回から
28		藤原 武男	東京医科歯科大学大学院教授	4年度第3回まで

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



番号	役職	氏名	団体名等	備考
29	部会員	川田 智之	日本医科大学大学院教授	
30		谷川 武	順天堂大学大学院教授	
31		植村 元喜	公募区民	5年度第2回から
32		小山 忍	公募区民	
33		西村 久子	公募区民	
34		松川えりか	公募区民	5年度第2回から
35		山口 麻衣	小学校長会・文京区立千駄木小学校校長	4年度第3回まで
36		山田 晴康	小学校長会・文京区立汐見小学校校長	5年度第1回から

## (2) 文京区地域福祉推進本部

### 1 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号  
最終改正 令和2年3月30日2019文福福第1584号

#### (設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

#### (構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成6年3月文京区規則第10号）第4条第1項（区長、副区長及び教育長を除く。）及び第2項に規定する者をもって構成する。

#### (会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

#### (幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長、保健衛生部長及び地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長の順とする。



- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。  
(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。  
(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。  
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 文京区地域福祉推進本部 本部員名簿

令和6年3月現在

	幹事会役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区 長
2	副本部長	佐藤 正子	副区長
3		加藤 裕一	教育長
4	本部員	大川 秀樹	企画政策部長
5		竹田 弘一	総務部長
6		渡邊 了	危機管理室長
7		鶴沼 秀之	区民部長
8		高橋 征博	アカデミー推進部長
9		竹越 淳	福祉部長
10		鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
11		多田栄一郎	子ども家庭部長
12		矢内真理子	保健衛生部長
13		澤井 英樹	都市計画部長
14		吉田 雄大	土木部長
15		木幡 光伸	資源環境部長
16		長塚 隆史	施設管理部長
17		内野 陽	会計管理者
18		新名 幸男	教育推進部長
19		吉岡 利行	監査事務局長
20		小野 光幸	区議会事務局長
21		横山 尚人	企画政策部企画課長
22		進 憲司	企画政策部財政課長
23		日比谷光輝	企画政策部広報課長
24		武藤 充輝	総務部総務課長
25		畑中 貴史	総務部職員課長

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



3 文京区地域福祉推進本部幹事会 幹事名簿

令和6年3月現在

	幹事会役職	氏名	役職
1	幹事長	竹越 淳	福祉部長
2	副幹事長	鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
3		多田栄一郎	子ども家庭部長
4		矢内真理子	保健衛生部長
5	幹事	横山 尚人	企画政策部企画課長
6		津田 智	総務部ダイバーシティ推進担当課長
7		齊藤 嘉之	総務部防災課長
8		木村 健	福祉部福祉政策課長
9		瀬尾かおり	福祉部高齢福祉課長
10		木内 恵美	福祉部地域包括ケア推進担当課長
11		橋本 淳一	福祉部障害福祉課長
12		渡部 雅弘	福祉部生活福祉課長
13		阿部 英幸	福祉部介護保険課長
14		中島 一浩	福祉部国保年金課長（高齢者医療担当課長兼務）
15		篠原 秀徳	子ども家庭部子育て支援課長
16		奥田 光広	子ども家庭部幼児保育課長
17		永尾 真一	子ども家庭部子ども施設担当課長
18		大戸 靖彦	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
19		佐藤 武大	子ども家庭部児童相談所準備担当課長
20		熱田 直道	保健衛生部生活衛生課長
21		田口 弘之	保健衛生部健康推進課長
22		小島 絵里	保健衛生部予防対策課長
23		内宮 純一	保健衛生部新型コロナウイルス感染症担当課長
24		大塚 仁雄	保健衛生部保健サービスセンター所長
25		中川 景司	教育推進部学務課長
26		赤津 一也	教育推進部教育指導課長
27		鈴木 大助	教育推進部児童青少年課長
28		木口 正和	教育推進部教育センター所長

## 2 検討経過

### (1) 文京区地域福祉推進協議会

#### 1 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	令和4年5月30日(月)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月23日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月24日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月31日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月26日(水)	・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和5年8月28日(月)	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年11月2日(木)	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年2月6日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について

#### 2 高齢者・介護保険部会(地域包括ケア推進委員会)

	開催日	主な議題
1	令和4年5月23日(月)	・高齢者等実態調査の概要について
2	令和4年8月3日(水)	・高齢者等実態調査の調査項目(案)について
3	令和4年9月27日(火)	・高齢者等実態調査の調査項目について
4	令和5年1月11日(水)	・高齢者等実態調査の結果について
5	令和5年3月27日(月)	・高齢者等実態調査報告書について
6	令和5年5月23日(火)	・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
7	令和5年7月10日(月)	・高齢者・介護保険事業計画の検討状況について
8	令和5年9月6日(水)	・高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめ(たたき台)について
9	令和5年10月20日(金)	・高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめについて
10	令和6年1月15日(月)	・高齢者・介護保険事業計画の最終案について



### 3 障害者部会

	開催日	主な議題
1	令和4年5月13日（金）	・障害者（児）実態・意向調査の概要について ・障害者（児）実態・意向調査における質的調査について
2	令和4年7月29日（金）	・障害者（児）実態・意向調査における量的調査 設問項目(案)について
3	令和5年1月13日（金）	・障害者（児）実態・意向調査の結果について
4	令和5年5月22日（月）	・新たな障害者・児計画の策定について
5	令和5年7月10日（月）	・障害者・児計画の主要項目と方向性（案）について ・障害者・児計画の体系・事業（案）について
6	令和5年8月24日（木）	・障害者・児計画の中間のまとめ（たたき台）について
7	令和5年10月6日（金）	・障害者・児計画の中間のまとめについて
8	令和6年1月18日（木）	・障害者・児計画の最終案について

### 4 保健部会

	開催日	主な議題
1	令和4年5月10日（火）	・健康に関するニーズ調査の概要について
2	令和4年7月26日（火）	・健康に関するニーズ調査の調査項目（案）について
3	令和5年1月12日（木）	・健康に関するニーズ調査の結果について
4	令和5年5月23日（火）	・保健医療の現状と課題について ・保健医療計画の主要項目及びその方向性について
5	令和5年7月27日（木）	・新たな保健医療計画の策定について
6	令和5年9月26日（火）	・保健医療計画の中間のまとめについて
7	令和6年1月18日（木）	・保健医療計画の最終案について

## (2) 文京区地域福祉推進本部

### 1 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	令和4年5月23日(月)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月17日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月18日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月24日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月19日(水)	・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和5年8月23日(水)	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年10月25日(水)	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年1月24日(水)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について

### 2 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	令和4年5月18日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月9日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月17日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月10日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月11日(火)	・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和5年8月17日(木)	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年10月16日(月)	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年1月17日(水)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

第Ⅳ部

第Ⅴ部

第Ⅵ部

第Ⅶ部



### (3) 「中間のまとめ」に対する区民意見

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント（意見募集）と区民説明会を実施しました。

#### 1 パブリックコメント

募集期間 令和5年12月4日（月）～令和6年1月4日（木）  
提出者数 38人

#### 2 区民説明会

開催日及び場所 令和5年12月13日（水） 障害者会館  
令和5年12月16日（土） 障害者会館  
参加者数 延べ11人



ふみ みやこ  
「文の京」ハートフルプラン

## 文京区地域福祉保健計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年(2024年)3月発行

発行／文京区

編集／福祉部福祉政策課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

03-5803-1201(直通)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 E0123045

頒布価格 1,100円

